

官報

号外 昭和三十一年五月二十四日

第二十四回 衆議院会議録第五十四号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)

議事日程 第五十号

昭和三十一年五月二十四日

午前零時五分開議

第一 教科書法案(内閣提出)

(前会の続)

第二 家畜取引法案(内閣提出)

参議院送付)

●本日の会議に付した案件

日程第一 教科書法案(内閣提出)

(前会の続)

本日は直ちに休憩し午後一時再

開すべしとの動議(井上良二

君外百五十二名提出)

本日はこれにて散会すべしとの

動議(井上良二君外百五十二

名提出)

日程第二 家畜取引法案(内閣提

出、参議院送付)

午前零時十六分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 本日の議事日程は参事をして報告いたします。

〔参事朗読〕

議事日程 第五十号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)

午前零時五分開議

第一 教科書法案(内閣提出)

(前会の続)

第二 家畜取引法案(内閣提出)

参議院送付)

日程第一 教科書法案(内閣提出)

(前会の続)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、教科書法案を議題とし、前会の議事を継続いたします。

「総理を出せ」と呼び、その他発言する者あり

○議長(益谷秀次君) 質疑の通告があります。順次これを許します。小林信一君。

〔小林信一君登壇〕

○小林信一君 私、ただいま提案された教科書法案に対する修正案に對しまして、小会派を代表して委員長並びに提案者に質問をいたすものであります。

今、この国会におきましては、さきの地方教育行政の組織並びに運営に関する法律案と、ただいま上程されました教科書法案が内閣から提出されたのであります。両者とも現行教育制度を根本的に改革するものでありまして、この点、二つとも共通したものを持っております。すなわち、教育に政治が介入する機会を与えている点、官僚の手によって教育が統制され、地方分権から中央集権になる傾向を多分に持っているという点でございます。従いまして、わが国の将来をこの二つの法律案から推測いたしました。いかなる影響をもたらすかというのを考えますときに、私は一つの恐怖を感じずにはおられぬのであります。世論があげてこの二つの悪法に反対し、現内閣の教育行政の真意と、その意図するものは何であるかに深い疑念を持つに至っているであります。

教育基本法は、その第十条によつて、教育は、不当な支配に属し政治の手段に利用されないうところに、教育本来の使命である文化国家の建設の基盤になることを明示しております。これは、戦争という歴史の教訓であるとともに、われわれ国民の決意であったはずであります。教育行政に当る者は常にこの原則に立つておることを国民に明確にし、審議に當つては、世論の声を聞き、いささかも疑念を持たしてはならないと私は確信しておるのであります。(拍手)

さらに、さきの教委法改正が委員会の審議を中途で打ち切られまして、中間報告という、類例のない強行手段によつて本院の通過をはかり、今回の教科書法も審議を尽くすことを忘れて、いたずらに採決に専念したことは、現行の地教委制度が、昭和二十七年、政府の一年延期の提案に与党の一部が反対し、いいとも悪いとも国会が意思表示をしないままに、いわゆる審議未了によつて生まれた経過とあわせて見て、現政府の教育行政は国民の信頼を完全に失つてしまふものといわなければならぬのであります。(拍手)わが子の成長があるがために、あらゆる労苦に耐え、いかなる犠牲にも従うところの親の心情を思うならば、事、教育行政に當つては、党利党略を捨てて、世論に耳をかす態度を、私は要望してやまないのであります。(拍手)

委員長は本法案の審議がこの国民の要望に沿つて行われたかどうかを説明する責任があると思うので、私はお伺いするのでありますが、委員長長解任決議案というあいにくだが、ときどき委員長の横つ腹にひらめきながら、この審議がなされておつたことは、私が申し上げるまでもないところであります。(拍手)また、さらに、文部大臣あるいは初中局長等、政府の責任者の出席がきわめて不良であつたために、幾多究明すべき個所が残されておることを私は知っております。しかし、これでも委員長は十分な審議が行われた、こう言われるかどうか。もう一べん、委員長は、この壇上から国民に向つて御説明願いたいと思つております。(拍手)

次に、修正案の提案者に対してお伺いいたします。この法案の内容並びに文部大臣との質疑によつて明らかにされたものは、教科書を国家統制にするための取締法だという印象以外には私にはないのであります。清瀬文部大臣は、出席の回数も少かつたのでありますが、しかし、われわれ委員の質問に對しましては、実に親切丁寧でありました。御老体にもかかわらず、よく法案を研究されまして、御説明をなさつたのであります。この点につきましては、私敬意を表します。しかし、残念ながら、大臣が教育の実際というものを御存じなかつたという点があるた

めに、以上のような印象が私たちに強く残っておるのであります。(拍手)

その一つを申し上げれば、よい教科書を作るためにこの法案を出したんだ、そうして、その理由を説明されるときに、教科書の出版業者に自由競争を許しておる、その自由競争によって教科書というものがよくなるんだ、しかし、無制限な競争というものは、この検定によって嚴重に取り締まる、その嚴重に取り締まるところにのみ、よい教科書が生まれるというのが、終始大臣の申されたところであります、教育というものは、人が人を教育するものであって、決して法律が教育をするものではない、取締法が教育をするものではないということが、私の最も遺憾とするところであつたわけでありませう。

(拍手) こういうような形でもって、この法案が実施された場合には、どういうことになるか。出版業者は、いよいよ文部省に迎合することにのみ専念いたしましたして、教科書のほんとうの創意工夫というふうなものをおろそかにすることがひどくなるわけでありませう。

文部省が見ればよい教科書であつても、しかし、それが果してほんとうによい教科書であるかどうかということについては、これは問題でございます。大臣は、もしこの法案が将来災いになるようなことがあれば、大臣が生きている限り責任をとる、というふうな悲壯な決意まで示されたのでありますが、し

かし、これも、あくまでも文部省というものを完全、絶対なものとした場合のことでありまして、いかなる大臣が生まれ、いかなる官僚が生まれるかということを考えますときに、あまりに行き過ぎた考えだといわざるを得ないのでございます。(拍手)

一体、民主主義を育成する教育は、現在どんな形で日本が踏み出しておるか、私が今さら申すまでもないのでございませう、決してすべてを教師にゆだねてはおりませう。文部大臣が指導要領をもちまして教育の大綱を示し、これに基づいて教師が指導計画を立てる、こういう形がとられておるのでございませう。この指導計画を教師が立てる場合に、その土地の事情、あるいは子供の特性、こういうものを真剣に考

えるときに、初めて教育が成り立つのでございませうが、一方におきまして、この指導要領に基づいて、教科書には検定基準が作られておられます。これが基準になりまして教科書検定というものが行われておる。つまり、文部省の指導要領から出発して教科書も作られ、教師の指導計画も作られ、その作られた指導計画に基づいて教師がよい教科書を選ぶところに、今日の教育の組織というものが生まれたわけでございます。しかし、これを全然無視いたしましたして、検定を嚴重にするところに業者の自由競争が激しく行われて、そこによい教科書が生まれる、これはまこと

に教育本来の目的を失っているものがあり、やがては、官僚の手によらなければ日本の教育、民主主義教育は生まれてこないというふうな錯覚にもなってくるわけでございます。

この指導計画を立てました教師が、現在非常に父兄から批判はございませうが、教師がもし良心的に教科書を選ぶといたしましたならば、業者はこの教師の意向に沿うまで創意工夫をいたしまして、業者と教師によって、真に教育に沿うところのよい教科書が生まれてくるのでございませう。本法案によるならば、形こそ検定制度を標榜してございませう。しかし、内容を検討し、大臣の見解を聞きましますときに、これは決して検定制度の本質を全うするものでなく、統制的な形に移行することになっているわけでございます。これに

対しまして、先ほどの修正案の提案者は、この検定に対する見解というものを、もう一度ここに明確にいたいただき、検定拒否の条項を削除することが提案されているのでございませうが、これによって、以上のような問題が解決されるかどうか、もう一度明確にお述べになっていただきたいのでございませう。

以上の見解からいたしましたも、政府提案が示しますところの採択方法というものは教師の立場を全然無視するものでありまして、この政府提案のあやまちを指摘されました。提案者は、

校長並びに教師を主体として採択方式をとっておられますが、この点で今のような問題が解決されるかどうか、さうお伺いしたいのでございませう。この法案提出者並びにこれを支持しますところの与党の諸君が、教師の一部に不正があつたからといって、採択基準に対しまして、採択地区を設定し、さらに選定協議会というものを作つて、教師の意見を聞くとうしないのでございませうが、これは基本的な教育作業というものを全然無視するものでございませう。いかなる業者の誘惑がございませう、みずからの指導計画を尊重して、責任ある教師が真に教育的な熱情を持って作るその指導要領に沿つて教科書が選定されなければならぬのでございませうが、このためには、教科書研究の施設と機会というものを、もっと与えなければならぬのでございませう。ただいたずらに教師の責任を追及して、教師の一部に不正があつたから、直ちにこれを国家統制的な態勢に持つていくというふうな考えよりも、みずからの今までの施設を反省いたしまして、その善悪であります教科書の研究施設、研究する機会というものを、もっと重点を置かなければならぬのでございませうが、この点、修正案の提案者はどういふふうにお考えになつておられるか。従来のような、一年間にわすか十日間、狭い校舎に展示会を開いて、その中で見ることで

ないような、形ばかりの展示会を作りまして、これによって教科書研究をさしておるといふような、そういう怠慢が文部省にあつたことを、与党の諸君も、また政府もこれを考えなければ、真の教科書制度というものは確立できないと私は考えるのでございませう。

次に、政府は、安い教科書を作らなければならぬ、これを本法案の提案の第一条件にしているのでございませうが、確かに父兄も要望しておりますが、私たちが安い教科書を作ることに協力するものではございませうが、だからといって、ここに政府が提案いたしました、採択地区を定めて、選定協議会によって一者採択をすれば安くなるというふうなことだけによって安い教科書を作り得るといふ考えは、まことに浅薄なものでございまして、決してこれでは教科書は安くなる、私はこういうふうなように考えるのでございませう。もちろん、今まで、業者と、あるいは採択者の間に行われました不正な取引というものは、教科書の代価の中に加算されたかもしれませう。しかし、専門家でございます業者にわれわれが聞くときには、これは行政監察委員会におきまして、業者がはつきり述べられている、多少買取の金を使う、そういうものよりも、教科書が安くなる原因は、文部省が毎年各学校から需要数を報告させまして、これを統計いた

しまして、業者に送ります。業者はそれに従って本を作るわけでございますが、大体の業者は、文部省のとりました統計の八〇%を作つてよろしいといふことになつてゐる。八〇%を作りましても、文部省が示す一〇〇%に対して八〇%の教科書を作つても、また返本がたくさん出て困るといふのが、これが文部省の統計でございます。こゝういふでたためな統計を作つて業者に製本をしておつたところに、返本といふ、大きな、教科書の定価を高くする要因があつたといふことを忘れてゐることは、私はまことに無責任だと考へるのでございます。(拍手)しかし、この教科書を安くするといふ問題が、選定地区を一定にいたしましたして、広い範囲に教科書を使う場合には、確かに業者はこれを安くすることができるともいへません。しかし、一方におきまして、選定協議会という、教師を全然無視しました採択方法をとるときには、その教育といふものは、あてがわれた教科書によつて、不本意な教育をするといふ、無味乾燥な、しかも、昔の国定教科書を取り扱つたような、死せる教育になるといふ二つの矛盾の問題があるわけでございます。これが、社会党の修正案によりますと、校長を主体にしました教師の意見を取り上げて採択をするといふことになつておりますが、この教科書を安くするといふ問題はど

ういふふうりに解決できるかを、提案者から御説明願ひたいのでございます。社会党が研究を重ねまして代案を出され、今日まで政府案と大別して検討して参つたのでございますが、今回その代案を撤回いたしましたして、三点の修正案によつて臨まれたことは、私はその態度に敬意を表するものでございまして、それに賛成するものでございませぬけれども、以上述べました検定制の本質、あるいは指導要領を中核とした場合の採択方式に對しまして、提案者の持つておられる理念を御説明願ひたい。そして、安くするとか、よい教科書を作るといふ、この、きわめて単純ではございますが、教科書問題にとりましては重大な問題が、以上の三点の修正によつて可能であるかどうかを、もう一度提案者に御説明願ひたいのでございます。

以上のをもちまして、私の質問を終わります。(拍手)

「佐藤観次郎君登壇」

○佐藤観次郎君 小林委員より質問がございましたので、簡単に答弁をいたしたいと思ひます。

実は、この教科書法案がおくられた大きな原因は、文部省の初中局から、新教育委員会法と、それから教科書法案とが一緒に出て参りました。(はつきり言え「日本語をしゃべれ」と呼ぶ者あり)黙つて聞け。何が悪いんだ。(発言する者多し)少くとも、今

度のこの法案は、同じ文部省の初中局において、同じような重要法案を出しているの、なかなか審議が進まな。しかも、これは三月の八日と十一日に出したのでございますが、それがために、あの教育委員会法が中間報告で上つて、今度参議院へ参りますと、ほとんど大臣は出てこない。(はつきり言え「呼ぶ者あり」)はつきり言つてゐるんだ。——私たちは、こゝういふ間において、十八回の委員会を開いたの、でございますが、大臣はたつた十回出ただけでございます。しかも、その間において、初中局の局長は来ず、政務次官と説明員がたつた二人で、こゝういふ不親切な答弁をやつておるわけでございます。教科書法案がおくられた原因は、委員長といたしましては、この政府の無責任なやり方が、こゝういふふうにおくらかしたという原因でございまして、私たちは、なお審議を十分にやりたいと思ひましたけれども、ただ、与党の諸君が、早くやれ、早くやれといふことを言うだけで、効果がなかつた關係上、こゝういふふうなことになつたわけでございます。(拍手)

逐条審議をやりましたが、これは、高村委員、与党の人が、自分で勝手に八百長の逐条審議をやつただけでございまして、野党の社会党も、中立も、一人もまだ逐条審議をやらずに、こゝういふふうなことになつたわけでございます。

以上、答弁いたします。(拍手)

○辻原弘市君 ただいま小林議員より御質問のありました第一の点は次のようなこととあります。

検定を政府案のごとく強化すること、が果してよい教科書ができるゆえんであると考へるかどうか、この点でございまして、申し上げるまでもなく、教科書の価値といふものは、まず第一に内容でございまして、従つて、検定制に発行し、自由に採択する制度をとりまして、いづれもが、よい教科書を作つて、よい内容を持つ教科書を教育の上で活用していくといふ目的でなければならぬと考へておるのでございまして、従つて、その観点から申し上げますと、今回の政府案のごとく、先刻私が御説明を申し上げました、従来なかつた第七条のごとき、事前に検定を拒否し得るといふような、いわゆる関門を狭くして自由発行を奨励にするといふやり方は、これは決して内容を高めていくゆえんでないといふことは明らかでございます。すなわち、實際問題に当てはめてみますと、まず、それぞ

れの内容を高めていきますためには、いろいろ各種の教科書、いろいろな著者、あるいは編著者によつて作成せられて、それぞれ他との間の切磋琢磨の結果によつて、初めてこれが内容的に

高められて参るのであります。ところが、これが、きわめて強い検定の基準をもつて臨んで、しかも、その基準を当てはめて、検定という関門を狭くすることになつて参りますと、結局、い内容の教科書、教育的に価値のある内容を作るといふことよりも、いかにしてその検定基準に合致せしめるか、いかにしてこの検定をパスせしめるかといふ、そゝういつた点に終始することによりまして、だんだん内容が切磋琢磨の結果によつて高まつていくといふことよりも、同じような、きわめて形式的な内容に墮していくといふ結果がもたらされてくるといふことは、明らかであらうと考へるのでござい

ます。このことは、今日、検定制度を、政府においてもこれを守ると一応言われておるゆえんのもの、一つには、国定教科書の当時に、いわゆる国定教科書が国家目的に活用されるといふ問題以外に、画一的な一つのものを作つてあてがうといふやり方が、内容的に何らの進歩向上も示さなかつたといふ、過去のわが国の教科書制度の欠陥に徴して、おそらく、政府において

も、一挙に国定といふことに踏み切れなかつたのであらうと、私はかように判断をいたすのでございまして、従つて、少くとも、この検定の関門を狭めていくといふやり方、これは内容の画一化をはかるけれども、決して内容を向上せしめるいい教科書を作るゆえんには

八四九

昭和三十一年五月二十四日 衆議院會議録第五十四号 教科書法案

ならぬ、こういふことに考へておる次第でございます。

第二の御質問は、検定についての見解は一体どうであるか、第一の御質問ときわめてよく似通つた問題であります。そこで私は二つの点を申し上げておきたいと思ひます。それは、決して検定そのものが教科書の制度として採用すべき最良の方法ではないといふこととあります。その証拠には、先刻も申し上げましたが、いわゆる民主主義諸国家といわれておる英米仏等におきましても、すでに、検定を強化するといふ方向よりも、検定はこれをだんだんはずしまして、いわゆる検定の自由化ないしは採択の自由化といふ方向をたどつておるのでございます。

官報(号外)

従つて、検定を強化していくといふ今回の政府案がかかる諸外国の趨勢にも反しておると、われわれは判定をいたしておるのでございます。第二の問題といたしまして、やはり第七条の検定拒否といふ点であります。この点をきわめて簡単に申し上げますと、結局、今から政府案によつてやうりとする検定制度は、関門を二つ作るということとあります。現行法においては、これは文部大臣の検定権といふことにはなつておりますが、実際は、文部大臣の諮問機関である検定審議会が直接にそのことを扱つておりました。文部省は、事実において、何らこの検定を左右することはできないのであります。

す。そういうやり方が現行制度であります。それに対して、今回新しくつけ加えたものが、第七条の、いわゆる文部省の手による検定の拒否といふこととあります。従つて、この二つが並んで、これからの教科書の検定の窓口をうんと締めておるところに、これが画一的な教科書を作る国定への第一歩であるといふことが論議してある理由が存在するのでございます。(拍手)

その次の御質問は、採択の問題でございます。採択は、先刻申し上げましたように、政府の方においては、だんだんとこれを統一いたしまして、郡市ないしは都道府県においての地区を作つて、その上で、一種目ないし二の教科書を選ばう、こういふふうで、非常に範囲を狭めてきておるのでございますが、それに対して、私も、一定の地区を限定して、その中で一つや二つの教科書を選んで、どの学校でも同じ教科書を使わせるということが、より教育的に価値のある方法ではないかと申しておるのであります。よく、現在の検定制度の中では、ばらばらに学校で選ばれるから、学校ごとの、いわゆる学力の差といふものができ、こういふことを言うのであります。果して、それでは、かつての国定の時代に学力差がなかったかどうかという点を、よく反省してみなければならぬと思ひます。学力差といふものは、決して教科書を統一したからなくなる、

統一しなかつたから生まれるというよりな問題ではないといふことを、この機会に申し上げておきたいのであります。そういうことよりも、少くとも、学校で使うものは、その学校で選んでいく、結果において、それが隣の学校と、あるいは一都市の学校が一つになつても、それは差しつかえないのであります。それは、それぞれ教師が常時教科書といふものの内容を研究して、積み上つた意見の集約点として、研さんが高まれば高まるほど、識見が高まれば高まるほど、よい教科書はよい教科書として採用されることと生まれるのであります。それを、頭からこれにしるということは、断じてこれは教育的でないといふことを、われわれは申すのであります。(拍手)

次に、教科書の研究施設についてのお尋ねがございました。この点は、与党の諸君におかれまして、政府原案に、よくよく頭を出しておられます。これに、関する限りは、少くとも、私も、また政府においても、今日のいわゆる教科書研究施設が非常にちやちなものであつて、展示会そのものが形式的であるといふことを認められておる証拠であらうと思ひますが、私も、この研究施設をうんと拡充強化して、すなわち、私どもの代案に入りました構想としましては、市または郡の区域において、少くとも二または三のこの研究施設を常置いたしまして、そして、そ

れには国が援助を与え、絶えず教師がよい教科書を選び得るだけの力を養ひ、また、いずれの教科書がよいかどうかを判定し得るだけの力を養ひ、そういう研究機関を強化することが、これがほんとうによい教科書を学校で採用し得る第一条件である、こういう考え方のもとに、この研究施設をわが党としては強化したいといふ見解を持っておるのでございます。

次に教科書価格の問題でございます。これは、政府案によりまして、第四十八条に、教科書の価格は文部大臣の認定を得なければならぬといふことといたしておられます。そのことは、私はけっこうではあると思ひますが、ただ、いふ問題になつておる、先刻もやじの中にもありましたけれども、教科書の価格を引き下げることについては世論だ。これは確かに世論であります。引き下げることに、それを引き下げたがために、内容をもし低下させるような結果が招来するならば、これは角をためて牛を殺す結果を生むのであります。従つて、あくまでも、教科書の価格は、今日の段階においても、そのことを十分留意しつつ、行政的に考慮を払ふならば、安くする方法は幾らでもあるのであります。ところが、今日まで、それらに対する十分な措置を、行政措置の上においても政府はとつていないがために、父兄各方面から教科書の価格高の問題を指摘せられ

ているのであります。たとえば、郵便配達料の問題、あるいは鉄道による運賃の問題、こういうものに対して、教科書のよるな公共性を持つものに何らの恩典を与えていないといふこと、これらは、私は具体的な事例として、政府が協力し、力をあわせて努力をいたしますならば、けっこう解決のつく問題であると思ひます。

その他にもいろいろありますが、さうは時間の関係で省略します。ただ、問題は、単に教科書の価格を引き下げるということによつて、義務教育の教科書が少くとも父兄に重い負担がかからないようにするといふ、そういうやり方のほかに、もっと考へべき点があるといふことを、われわれは今回の政府案に対抗して出したわが党案によつて示唆いたしておるのであります。しかしながら、このことは、決して私どもが初めて考へ出したものではなくして、すでに諸外国においては実施せられておるところの、教科書の無償給付の制度でございます。このことが裏づけされるならば、今日世論の中にある教科書が高いといふ問題、それによつて負担が重い、学校に行かしくいといふ、これらの父兄大衆の悩みといふものは、私は根本的に解決していくことができると考へておるのであります。(拍手)従つて、われわれは、政府与党の御協力、御賛成が得られるならば、これらの教科書の無償給

配運料の問題、あるいは鉄道による運賃の問題、こういうものに対して、教科書のよるな公共性を持つものに何らの恩典を与えていないといふこと、これらは、私は具体的な事例として、政府が協力し、力をあわせて努力をいたしますならば、けっこう解決のつく問題であると思ひます。

付に対し、年次計画を立てて父兄の負担を軽減して参りたいという事を、特にこの機会に申し上げておきたいと思ふのでございます。

最後に、小林さんの御質問は、修正案の三点によって、今日学者、文化人あるいは国民の中に、政府提案にかかるといふ危険、あるいは検定によつて締め出しをするのではないかと、果ては、これは教科書の国家統制であり、教育の統制を引き起すものではないかといふような、こゝういふ問題について、ことごとくその心配が除かれていくかどうかという、こゝういふ御質問でございまして、先刻私が趣旨を申し上げる際に克明に申し上げましたように、この修正案提出に至りました経緯は、結局、われわれが根本的な政策としておりまして、この教科書制度の案なるものは、代案によつてお示しいたしておきました。しかし、これに對して与党諸君の熱心なる御検討を得られなかつたために、教において、最終的には否決せられる運命に至つたといふ点から、与党の御賛成の得られるような修正案にいたしました。せめても政府案の悪い欠点を除いて国民に安心をさせ、今後の教育の上に重大なる支障を起さないようにしたい、かように考えましたので、早々の間ではありましたが、最終的に、他にもいろいろの問題はあつたけれども、その他

の問題にまで検討に及ばない段階において、去る二十一日に、修正案があるならば本日中に提出をしろという、こゝういふような強い与党の申し入れに、われわれもいかんともすることができなくて、はなはだ残念ではあります。が、軽重を考えまして、その時間内において可能な限り事務的にも進めまして、よりやく三点にしようとしたのでございまして、従いまして、全部が全部、これによつて私どもの目的を達成し得るおるとは申し上げられませぬけれども、しかしながら、政府案の最も欠陥とも称すべき点については、これによつて一応尽しておるといふふうに考えておる次第でございまして、何とぞ御了承を賜わりたいと存じます。

以上であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 野原覺君。

「休憩動議が出てるじゃないか」「休憩々々」と呼び、その他発言する者多し

本日は直ちに休憩し午後一時再開すべしとの動議(井上良二君外五百五十二名提出)

○議長(益谷秀次君) 井上良二君外五百五十二名提出

後一時再開すべしとの動議が提出されました。

本動議は記名投票をもつて採決いたします。本動議に賛成の諸君は白票、

反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長(益谷秀次君) すみやかに投票願います。

〔各員投票を継続〕

○議長(益谷秀次君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 三百三十

可とする者(白票) 百二十七

〔拍手〕

否とする者(青票) 二百三

〔拍手〕

○議長(益谷秀次君) 右の結果、井上良二君外五百五十二名提出の動議は否決されました。

井上良二君外五百五十二名提出本日は直ちに休憩し午後一時再開すべしとの動議を可とする議員の氏名

阿部 五郎君 青野 武一君 赤路 友藏君 赤松 勇君 淺沼稻次郎君 飛鳥田一雄君 有馬 輝武君 淡谷 悠藏君 井岡 大治君 井手 以誠君

井上 良二君 井堀 繁雄君 伊瀬幸太郎君 伊藤卯四郎君 伊藤 好道君 猪俣 浩三君 池田 禎治君 石橋 政嗣君 石村 英雄君 石山 權作君 今村 隆一君 今登 勇君 今村 等君 受田 新吉君 小川 豊明君 大矢 省三君 岡本 隆一君 加賀田 進君 加藤 清二君 春日 一幸君 片島 港君 片山 哲君 勝岡田清一君 上林與市郎君 神田 大作君 川俣 清吉君 川村 義義君 河上文太郎君 木原津與志君 菊地義之輔君 北山 愛郎君 久保田鶴松君 栗原 俊夫君 小平 忠君 小牧 次生君 小松 幹君 五島 虎雄君 河野 密君 佐々木更三君 佐竹 新市君 佐竹 晴記君 佐藤觀次郎君 櫻井 奎夫君 志村 茂治君 島上善五郎君 下川儀太郎君 下平 正一君 杉山元治郎君 鈴木 義男君 鈴木 義三郎君 田中幾三郎君 田中 義之進君 田中 武夫君 田中 稔男君 田原 春次君 多賀谷眞稔君 高津 正道君 薄井 義高君 竹谷源太郎君 橋 兼次郎君 辻原 弘市君 戸叶 里子君 堂森 芳夫君 中井徳次郎君

中居英太郎君 中村 高一君 中村 英男君 永井勝次郎君 成田 知巳君 西村 榮一君 西村 彰一君 西村 力弥君 野原 覺君 芳賀 實君 長谷川 保君 原 茂君 日野 吉夫君 平岡忠次郎君 平田 ヒデ君 福田 昌子君 古屋 貞雄君 帆足 計君 穂積 七郎君 細迫 兼光君 細田 綱吉君 前田榮之助君 正木 清君 松井 政吉君 松尾トシ子君 松平 忠久君 松原喜之次君 松前 重義君 松本 七郎君 三鍋 義三君 三宅 正一君 武藤運十郎君 森 三樹二君 森島 守人君 森本 靖君 八百板 正君 八木 一男君 矢尾喜三郎君 柳田 秀一君 山口シツエ君 山口丈太郎君 山下 榮二君 山田 長司君 山花 秀雄君 横鏡 重吉君 横路 節雄君 横山 利秋君 吉田 賢一君 和田 博雄君 渡邊 惣藏君 石野 久男君 小林 信一君 志賀 義雄君 阿左美廣治君 相川 勝六君 逢澤 寛君 愛知 揆一君 青木 正君 赤城 宗徳君 赤澤 正道君 秋田 大助君 足立 篤郎君 荒瀬清十郎君

というものは断じて守られるものではなからうと思ふのであります。(拍手) この点について、鳩山総理大臣はどのような御所見を持たれていらつしやるか、承りたいのであります。

次に私が申し上げなければなりませんことは、あなたの任命された關係であります清瀬文部大臣は、大臣就任の当初から、口を開けば、常に次のごとく私どもに申しておるのであります。

自分は党人であるから、忠実に党の方針に従つて動きます。文教政策についても、私は私の属する政党的方針を忠実に実行するつもりです。私は、私の見解がどのようなものでありましようとも、絶対に党議に拘束されるべきものだと思います。もう一度申し上げますが、文部大臣としての清瀬一郎さんは、文部大臣としての見解がどのようなものでありましようとも、絶対に党議には拘束されるというのであります。党人としては当然でございます。

そこで、私は総理大臣にお尋ねをいたすのでございますが、このように忠実に党議に拘束されるということになりますと、党議に拘束されることころの文部大臣が、教科書検定審議会の委員もきめる。検定の基準もきめる。しかも、文部省の中には、常動調査員というものを、一千九百万円の予算で四十五名置いておるのであります。この者によつて実質的な教科書の検定をやらせる。こうなつて参ります

ると、子供の教科書というものが、政党的な考へておる方向に持つていかれないとは、断じて保証できないのであります。(拍手) これを教育の中立性という上から考へまして、一体どのように総理大臣は考へていらつしやるのか。もう一度申し上げますが、教育の中立と政党内閣政治との関連について、総理の御所信を承りたいのであります。

第二にお伺ひいたしたいことは、日本憲法と教育との關係についてでございます。私どもは、文教委員会におきまして——教育というものは、少くとも日本の教育というものは、日本の憲法に立脚して行わるべきものであること、は、申し上げる必要もなからうと思ふのであります。そこで、私どもの教育実践というものは、国の教育実践におきましては、あくまでも憲法擁護の建前をとるべきではないか、このように考へますかゆえに、私は週日文部大臣にお尋ねをいたしましたのであります。つまり、学校の教師が、教壇の上から、子供たちに向つて、日本の憲法は大切にしなればならぬ、憲法擁護ということは国民の義務だと話したとすれば、文部大臣は、あなたはどうか考へになるか、ということを尋ねたのであります。これに対して文部大臣が何と答弁をいたしましたかと申しますと、速記録をごらん下さると一目瞭然であります。要約して申し上げますと次の

通りであります。教室において、現行憲法を守るように教えることはよいこととであります。しかし、今日、政治の問題として、現行憲法を改正すべきであるか、改正に反対すべきであるかの政治論が現実の課題となつておるのであります。このようになつておる以上、教師が子供に憲法を擁護せよとの意見を出すことは、やはりこの教師は政治問題に関与することである、と言つておる。私が総理大臣にお尋ねをいたしましたことは、学校の先生が教へ子たちに憲法を擁護せよと言つてなげいけないのかということとあります。

あなたの方のお子供さんに、あなたの方の子供さんの先生が、日本憲法を守らなければいかぬと教へて、なげいかぬのでございますか。憲法を擁護せよと教育することは慎しむなければならぬという文部大臣の御答弁を、総理大臣は何とお考へであるか、承りたいのであります。

なお、私は、この機会に、せつかくでございますから、総理大臣に次のことをお尋ねいたしたいと思ふのであります。それは、国の誕生日についての総理の所信であります。教科書検定の過程において、あるいは教育委員会法審議の過程において、私どもは清瀬文部大臣にただしました關係もございしますから、わが国の誕生日という点について、総理大臣はどのような考へを持つていらつしやるか、承りたいのであります。

そこで、私は、あなたの文部大臣清瀬一郎さんは何と申しておるかということ、御参考までに申し上げておきます。個人に誕生した日があるように、国にも誕生した日がある。これが今日の二月十一日、こととして二千六百十六年目であるというお話は——お話は、と述べておる。歴史家の間に議論はあるとしても、大和の橿原の宮で神武天皇が御即位になつたというの、通常の伝説ではない。祖先が長く信じてきたのだ。客観的日付と言へば、二月十一日が間違ひのある日付だと、こう言ふならば、キリストもお釈迦様の誕生した日も必ずしも正確ではないだらう。(その通り)このころはその通りであります。(笑声)そこ、国民感情、あるいは国民の信念といたうものは抹殺すべきではない——聞くところによれば、その通りとお喜びの方々は、清瀬さんと一緒に、二月十一日の紀元節復活のために全力をあげていらつしやるように受け取るのでございますけれども、私がお尋ねをいたしておるのは総理に対してであります。あなたも、清瀬文部大臣と同じように、昔の紀元節の復活をお考へになつていらつしやるのかどうかと申すのであります。明快に御答弁を願ひたいのであります。

そこで、私は、次に清瀬文部大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。大臣は、ここに御提案になつておられます教科書法案によりましますと、文教委員会において、私は決して国定教科書というものを考へてはおりません、このように申されておるのであります。しかるに、今度提案された法案をさしに検討していただくならばおわかり願へますように、検定審議会の委員というものは、文部大臣が一方的にきめる、これは否定することができないのであります。そして、先ほども申しましたように、文部省の中には常動調査員が四十五名がばつておりまして、これが検定の実質的な役割をやつておるといふこととあります。第三には、学校の教員というものは、自分の組の子供たちなどの國語の本を習わせるか、算術の本を習わせるかという教科書の選択について、何らの発言権も与えられていないのであります。都道府県の教育委員会がやる。都道府県の教育委員会というものは、教育長が握るのでございます。この教育長は、新しい教育委員会法によりましますと、文部大臣の承認を要すると書いてあります。文部大臣が承認した、そういう教育長に教科書の選定をさせて、学校の教員には何らの選定もさせないといふ、こういうやり方は、これも国定

の精神にそむいていないかと考へておるかどうか、私は本会議の席上で明確

八五三

に承わっておきたいのであります。
(拍手)

もう一点は、こまかなことは委員会ではございませんからお尋ねをいたしません。新しい教育委員会法が提案されましたときに、私どもは公聴会を開きました。その公聴会の席上に、東大総長矢内原博士がお見えになりました。矢内原総長に、私が、あなたは中央教育審議会の委員でございますから、清瀬文部大臣は中央教育審議会というものを尊重しておるか、文部大臣は中教審というものをどのように考えているか、という質問を發して、矢内原先生は、非常に御不満のようでありまして、最近の清瀬さんの言動は中教審を無視しておるとしか思われぬという御返答であつたのであります。それは、いろいろな面に具体的に現われて参つておられますが、私はここでは申し上げません。しかし、ここでは申し上げませんけれども、中央教育審議会という、文部大臣が最も頼みにしている諸機関の良識のある委員の諸君は、ことごとく清瀬文政に憤激しているというこの事実を、あなたは何かお考えであるか、承わりたいのであります。(拍手)

そこで、私は、佐藤文教委員長長の報告に對しまして、次の大事なる点についてお尋ねしたいと思つておられます。これはぜひとも明らかにしなければならぬのであります。

ゆつくり、はつきり申し上げますから、佐藤文教委員長は詳細、明確に御答弁下さらんことをお願い申し上げます。

まず第一に、教科書法案についての審議日数であります。一体何日間この教科書法案は正味審議されたのか、悲しいかな、文教委員以外の諸君は知らぬのでありますから、教えていただきたいのであります。

第二は、正味の審議時間でありまして、私は議院運営委員と文教委員とを兼ねている關係上、十分に文教委員に出席の出来ないことは、この壇上から告白をいたしますが、しかし、聞くところによると、参議院において教育委員会法が上程になりましたと、文部大臣は教育委員会の方にばかり参りまして、教科書法の審議にはさっぱり顔を出していないと言われております。これは一体ほんとうであるかどうか、委員長から承わりたいのであります。(拍手)

第三に申し上げたいことは、今月の十七日に、文教委員会におきましては、理事会の申し合せを無視いたしました。関連質問に名をかりて、ある理事が唐突として質疑終了の動議を出しておるのであります。御承知のように、委員会の運営は理事会によつてなされる。その理事会の申し合せを無視して、その辺におつた代議士をみんな廊下から連れ込んで、むちゃくちゃ

に、関連質問に名をかりて質疑終了の申し入れをするというやうなやり方を、文教委員長として佐藤観次郎君はどのようにお考えでございますか、これも承わりたいのであります。

第四番目には、同じく本月十七日のできごとであります。佐藤文教委員長は、解任決議を、与党からこの本会議において突如出されたのであります。私は、私は佐藤委員長にお尋ねする。あなたは、わが党から出された文教委員長である。私の知る限り、佐藤君は、きわめて公正で、正直で、温厚である。(ノノー)と呼び、その他発言する者多し)その佐藤委員長が、何の罪があつて与党から解任決議を受けなければならぬのか。あなたに私は友人としてお尋ねをいたしますが、あなたは解任決議を受けなければならぬくらい悪いことをしたのか、不公正なことをしたのかということをお尋ねいたします(拍手)

第五番目には、社会党からは二つの教科書に関する議員立法を出したのであります。この二つの議員立法は、政府から出された教科書法案とほとんど前後して提案いたしましたのであります。ところが、与党の文教委員の諸君に、ほんとうに教科書法について研究しようという熱意がありとすれば、たゞ社会党の考えに反対でありましよう。この質問がなされていなくて聞か

のでございますが、それはほんとうでございますか、承わりたいのであります。(拍手)

第六、今月二十一日、ついで二、三日前のことでございますが、文教委員会は夕刻になって非常な混乱が起つたのであります。文教委員会大混乱という見出しが夕刊にも朝刊にも出されておるのでございますが、この混乱は、先ほど申し上げましたように、これまた理事会では、質疑終了だけ二十一日はやつて、あとは相談ということになつておつた。ところが、質疑終了の動議が成立すると、直ちに議事進行、討論、採決と持つていつたから混乱をしたというように聞いておりますが、これはほんとうであるか。知らないが、この諸君もおろろろかと思つて、御説明願いたいのであります。

第七、教科書法案についてでございますが、申し上げるまでもなく、この法案がきわめて重要でありますから、先ほど同僚の辻原君から御説明申し上げましたように、私ども社会党は、最終的には修正案を出したのであります。ところが、修正案を出す段階になつて、皆さん、驚くべきことには、二時間以内に出せと言つてきた。修正案を出すからと言つたら、二時間以内に出さなければ佐藤は首にしてやるといふ脅迫をやつたのであります。地方自治法の改正は二十日間もたな上

げしておつて、二時間以内には修正案を出さなければ委員長を解任するといふやうな脅迫がなされたのかどうか、これもまた佐藤君にお聞きいたしたいのであります。(拍手)

第八、教育委員会に關係する法律案は、学識経験者から十分なる意見を聞かなければならぬというので、二日間の公聴会を開いておりますが、教科書法案の公聴会はわずかに一日である。しかも、教科書法案審議の状況を見ますと、教育委員会法と同時に上程されておりましたが、教育委員会法の審議は先に行つて参議院に送り、参議院にいったら、文部大臣は教育委員会法の答弁にはかり行つて、教科書法のときに歸つてこない。こういうやり方から見ると、政府、与党は教科書法案は教育委員会法よりも軽視しておると國民は受け取つておるのであります。委員長は、文教委員会の責任者として、どのようにお考えでございますか、これまた承わりたいのであります。

私は最後に申し上げます。日本の民主主義に向つて歴史の齒車を逆転せしめようという、今回のこの国会に提案されました教育二法に對しては、過日、数百万の國民が大会を開いて、皆さんに抗議を發しておるはずであります。國民の識者は、ことごとくこのことに對して憤激しておる。しかも、第二十四国会というこの同じ国会に、二つ

の教育重要法案が出されておる。私は、教育の法案は、これこそ国民の各層、各階級の意見を聞かなければならぬものであると思ひます。がゆえに、教育委員会法もしくは教科書法、このより重要なものを二つ一べんに出すということをやめて、一つの法案を出して、みっちり検討するという方向をこそとるべきではなからうかと思ひます。であります。これがなされていらないのであります。しかも、ただいま申し上げましたように、日本の教科書は、NHKの放送の統制とは違ひます。子供の教科書を統制するということは、日本の学問、言論あらゆる思想、行動を取り締まるということでありまして、その重要な教科書法を、このような拙速的なやり方で審議するということに對して、最も責任のある地位にございませぬ。文教委員長佐藤次郎君は、どのような所感を持つていらっしやるのか、承りたいのであります。以上でございます。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) 野原君の御質問にお答えをいたします。

第一の御質問は、教育の中立性についてでありました。教科書は、教育基本法の精神にのっとりまして、中正な立場のもとに作成されなければならぬことは、もちろんのことであります。今回提案の教科書法案は、教育の中立

の確保について十二分に配慮しているものと確信をしております。(拍手) さらに、これに付随いたしました、中立性と政党内閣政治との關係について御質問がありました。文部大臣が、自己の所属する政党のために教育を利用するがごときことは、断じて避けねばならぬことであります。(拍手) 清瀬君は、もちろんりっぱな人物でありまして、公正、中立を守るに適した人だと考えております。(拍手) 各政党がそれぞれ独自の文教政策を持ちまして、その党に所属する文部大臣が、自己の所属する党の文教政策に従つて予算を計上し、法案を作成することは、当然のことであると私は考えます。(拍手)

〔國務大臣清瀬一郎君登壇〕

○國務大臣(清瀬一郎君) 私に對するお問ひの第一は、今回の教科書法案は、教科書の国定化を促進するものじやないかということでございます。この法案は、民間人の創意と工夫によって編さんされたものを基礎といたしまして、これを検定するのであります。検定をりっぱにするために、いろいろ工夫はいたしました。が、どこまでも検定制でございまして、国定制度の前掲でございます。(拍手)

第三に、憲法と教育との關係について御質問がございました。現行憲法が存する限りは、教師みずから憲法を順守いたしました。また、児童に對しても、憲法を順守すべきことを教えることは、当然なことであると考へております。(拍手) 国の祝祭日について御質問がございました。政府は、国民の祝日に関する法律に、祝日として紀元節を加えることを、ただいまは考へておりません。ただ、しかしながら、国の建国の日を記念して、国民が自発的に祝うということは、非常にけっこうなことであると考へております。(拍手)

お問ひの第二は、文部大臣は中央教育審議会を尊重しないのではないかと。中央教育審議会が文部大臣の最高の諮問機関でありますから、その答申に對しては十分尊重してあります。今回議題となりました教科書法案を作成いたしました。昨年十月の中央教育審議会の答申を十分に尊重しております。公述人のうちでも、他の人、たとへば森戸君のごときは、この案は中教審の答申を基礎として十分にこれを用いておるというところを、公聴会で言つておるのであります。(拍手) 御了解を願ひます。

〔佐藤次郎君登壇〕

○佐藤次郎君 ただいま野原委員よりいろいろな質問がございましたので、文教委員長として十分に答弁をしたいと思ひます。

今度の教科書法案は幾日間審議されたかという第一の質問であります。十八日間やりました。そのうちで、文部大臣が出られたのは十回でございます。それから、そのうちで公聴会が一回ございました。質疑の時間数は三十一時間四十五分でございます。そこで、教育委員会法案と比べますと、やはり十時間くらい足りません。そういうような考えでございまして、われわれはできるだけ審議を十分にしたいと思ひましたが、文部大臣は、参議院の教育委員会の法案のためにはほとんどお出にならなして、先ほど小林委員の質問にいたしましたと同じように、この教科書法案にはあまり熱意がなく、たゞ、ときどき竹尾尾務次官と安達説明員の二人だけここに來ておられて、そして、まあ与党の八百長質問が毎日行われておりました。(失敬なことを言つた) 何が八百長質問だと呼ぶ者あり) 君らはおらないで知つておるか。八百長質問をやつておるから言つておるんだ。君らは委員会に來たことがあるか。——なお、十一日の質疑の最後でございますが、御承知のように、われわれ委員会におきましては、理事会を中心として審議を進めて参りました。御承知のように、理事会で話をしなければ、少数の委員としては動きません。ところが、話し合ひをしております途中、閣連質問と稱して与党の理事の方が立たれて、そうして、

突然質疑打ち切りの動議が出ました。私たちがいたしましたのは、約束が違ひますので、やむなく散会をいたしました。(逃げたのだから)と呼ぶ者あり) ところが、そのときに、私たちが、こゝろより動議について、話し合ひが違つておる、動議が間違つておる、理事会でちゃんと約束してある、絶対に打ち切りはやらぬという約束をしてあるから散会したのであります。逃げたのではない。しかるに、突如、自民党が、委員長の佐藤次郎の解任決議案を出して、おどかし参りました。私たちは、こゝろよりも驚きません。私たちは、こゝろよりも立ち上がり、すべてこれらの混乱は、与党の諸君が、強引に、ただ法案だけ上げればよい、質疑なんかどうでもよい、こゝろより立場でやつてこられたことを、はつきり申し上げます。

それから、これは理事会の話でございますが、理事会のうちで、教科書法案は、政府案と辻原弘市君以下の社会党の案が出ておりました。これは当然並行審議をする約束をいたしました。一昨日高村委員から質疑をするということを言われましたけれども、その十八日の間、教科書法案については一度の質問もなく、うやむやに葬られてしまいました。まことに、議員提案としてこゝろより行われたことは、はなはだ残念だと思つております。

それから、これは理事会の話でございますが、理事会のうちで、教科書法案は、政府案と辻原弘市君以下の社会党の案が出ておりました。これは当然並行審議をする約束をいたしました。一昨日高村委員から質疑をするということを言われましたけれども、その十八日の間、教科書法案については一度の質問もなく、うやむやに葬られてしまいました。まことに、議員提案としてこゝろより行われたことは、はなはだ残念だと思つております。

それから、二十一日の混乱でございます。これも打ち合せがありまして、二十一日に質疑をやるということでも話が進んでおりましたが、そのときもまた、突然打ち切りの動議が出ましたので、約束が違ってから散会をいたしましたのでございます。これは、御承知のように、われわれ少数党の委員長といたしましては、約束がはずされて、それらの動議が約束と違っておれば、当然やらなければならぬので、こういうこと、の混乱は、これはやはり与党の諸君が早く法案を上げるといふせりからでございます。そのせりが大きき混乱になったと考えております。

それから、これは一昨日の問題でございますが、修正案を早く出せ、一時に始まった理事会をやっておりますと、三時までに必要な君らの言うことは聞かないといつて、わずか二時間余しかございません。こういうようなことでは、われわれが仲よくやっております、お互いに審議はおとなしくやっております、こういう立場とは非常に違っております、そういう点については、お互いによく考えてやっていますか、ということでありましたが、そういう故障もありました。

全体といたしまして、教科書と教育委員会とは、同じ法案でも、これは参議院の関係がございまして、いろいろ問題があつたと思つておりますが、やはり、教科書法案は、教育委員会法

よりは非常に軽視されたよりの考えがございまして。

なお、公聴会につきましては、私たちは、少くとも公聴会を二日やりたい、こういうことを申し述べましたけれども、与党の理事の方は、教科書は一日でいいということ、やむなく一日にしていたございました。そういう点については、私たちはまじめにやっております、私たちが遺憾ながら、その間に手違いがありました、このようになりましたことを残念に思っております。

以上、委員長の答弁を終ります。(拍手)

議長(益谷秀次君) これにて質疑は終了いたしました。

高村坂彦君 高村坂彦君登壇

私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました内閣提案の教科書法案、これに賛成をいたしまして、社会党の修正案に反対の討論を行わんとするものでございます。(拍手)

議長退席、副議長着席

教科書の方が国民教育の上に占めております地位はきわめて重要でございますから、教育関係者はもとより、父兄を初め一般国民が教科書に對して多大の関心を持つておることは、これは当然といわなければなりません。

ん。(拍手)しかるに、現在の教科書に關する制度は、占領下における特殊な事情のもとに、間に合せの作られたものでありますから、不備欠陥も多く、すみやかにこれが是正の要があることは、何人も認めざるを得ないところでございます。(拍手)

そこで、わが党といたしましても、昨年以來引き続き検討いたして参りました。政府におきましては、昨年中教育審議会に諮問をいたしました。その答申をほとんど全面的に取り入れまして、今回提案いたしました教科書法案と相なつておる次第でございます。

(拍手)その眼目とするところは、よい教科書を安く提供せんとするものでございます。しかし、現行制度の基本的性格たる検定制度は、これをあくまでも堅持いたしました。国定として、国が一方的に教育内容を統制するようないことは好ましくあらざるものと見地のもとに、民間の創意工夫によつて教科書が作成され、これを国が検定し、各教育委員会、各学校等が適当にこれに關与いたしました。地方の実情に即した採択をするという制度を採用いたしておるのでございます。

先ほど、佐藤文教委員長が、わが文教委員会における審議の経過及び結果を御報告になりました。しかるに、その内容は、反対意見の立場だけをとつて報告されました。文部大臣のこれに對する答弁並びに公聴会における賛成

意見をほとんど無視されたことは、まさに遺憾千万に存する次第でございます。(拍手)法案の詳細なる内容につきまして、これまでの論議を通じて、皆様すでに御承知でございますから、省略をいたしたいと存じます。

政府案の反対論者が、この検定制度は政治的中立を侵すおそれありと言うのであります。今日、教育の中立性が侵され、教科書の偏向が問題となつておりますのは、文部大臣が検定権を持つておるからでは断じてないのでございます。(拍手)むしろ、文部大臣が適正な検定を行ひ得ないところにその欠陥が存することは、行政監察委員会の報告を待つまでもなく、明らかなる事実でございます。(拍手)

俗に丹頂ツルと称せられ、思想的に偏向した幹部によつて指導せられ、総評の宣伝部隊をもつて任じておる日教組と称する職員団体が、民間文部省と称せられておる講師団という集団的指導機關を擁して所属組合員の指導に當らしめ、その執筆した教科書に對し、採択基準を全国組合員に指令することによつて、これが採択を期するといふことが行われ、皆さんにして偏向した教科書が出版、採択されつつあるところに、今日全国の父兄の教科書に對する非常なる不安が存するのでございます。(拍手)今や、日教組といふ、全国民に對して何らの責任を負ひ得ない、自己の経済的利益を守る

ことを主たる目的とする職員団体の、しかも、その一握りの幹部たちによつて、日本の国民教育が支配せられんとしているところに、まさに教育の重大な危機があるのであります。(拍手)

かく見て参りますと、政治的中立を保つ上から申しましても、全国民の代表によつて選ばれ、全国民の代表である文部大臣が検定権を持ち、その諮問機關たる教科書検定審議会の機能を強化拡充し、適切にして公正厳密なる検定を実施せんとする政府案こそ、教育基本法の精神にかなひ、民主主義の原理に忠実で、国民の期待に沿ひ得ると、かたく信じて疑わぬものでございます。(拍手)

社会党の諸君の提出した修正案は三点であります。二点は、法案をすなおに読んできたならば、私は修正の要のないことは明らかであると思つてございまして。(拍手)しかし、そのうちの一点は、社会党が撤回せられた教科書法案の内容の重要部分をなしておりました。これをそのまま修正案として出してこられたのでございますから、この点に關しまして、簡単に反対の理由を述べたいと存じます。

それは教科書の採択についてであり、政府案では、採択地域を郡市の単位を原則とし、例外として、一県一単位を認めることにいたしてあります。現行制度では、市町村教

育委員会が採択を決定するのであります。すでに全国で約七〇％が都市単位を採択地域としている実情であります。これは、教科書に対する教員の共同研究を盛んにし、児童生徒の転校の際の不便を除き、教科書の需要を調節し、価格を低廉化する等の必要から、自然発生的に生まれたものでございませぬ。(拍手) 政府案は、この実情に即した改善案でございます。しかるに、社会党の修正案では、各学校ごとに、校長が教員の意見を聞いて採択するといふことにいたしてあるのであります。われわれは、現場教員の意見を尊重することに、決してやぶさかなものではございませぬ。政府案においては、現場教員の意見を尊重しつつ、さらに原教委、地教委の関係者、その他の知識経験者の参加、協力のもとに採択が決定せられるのでありますから、現場教員だけの判断により、各学校ごとに、ばらばらに教科書が採択されるおそれがある修正案よりは、よい結果が得られることは、きわめて明瞭でございます。(拍手) かくのごとく、修正案は、全く現案を無視した逆行的改悪案なりと断ぜざるを得ないのでございませぬ。(拍手)

も、絶対にさような考えは持つておりませぬ。これは、法案の意図するところをあえて歪曲する、これらの人たちの一流の卑劣なる逆宣伝でありまして、国民を欺瞞するもはなはだしいものといわなければなりません。(拍手) 反対論者のそうしたデマにもかかわらず、国民は政府案に対し圧倒的な支持を与えているのであります。(拍手) かつて社会党内閣の文部大臣をされ、現在広島大学学長である藤戸辰男氏は、本案の公聴会で、全面的に政府案を支持して、こう言っておられるのであります。すなわち、政府案に対し一部の人が言うように、答申案をばなはだしく歪曲したものであるとか、反動化したものであるとかいふふうには、私にはどうしても考えられないのであります。(拍手) 現在のもとは、望ましい民主的な改正の方向を指示しているものと私は考えておるのであります。と述べておられるのであります。どうか、野党の諸君も、日教組にお義理があるかもしれませぬが、(拍手) 虚心たんなかい、政府原案に賛成されたいのであります。

私は、二大政党対立下の今日、当初社会党が野党として政府案に対決する教科書法案を提出せられました、その努力なり、態度なりに対しましては、一応敬意を払うに決してやぶさかなものではございませぬ。しかし、その内容に至っては、あたかも、本年度予算案に対する社会党の組みかえ案が、総評の圧力に屈したものであり、宣伝的、から手形的のものであったと同様に、総評傘下の日教組のごきげんとりであり、観念的空論の域を脱し得ないものであったことを、まことに遺憾とするものであります。(拍手) しかし、審議の過程を通じ、世論の動向にかんがみられまして、これを撤回せられ、若干の修正にとどめられんとせられますことは、当然のこととはいひながら、私は深くこれを多とするものでございませぬ。

私は、最後に、国家のため社会党の成長を心から念願をいたしました、討論を終りたいと存じます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 平田ヒデ君。

「休憩々々」と呼び、その他発言する者多し」

「採決々々」と呼び、その他発言する者多し」

○議長(益谷秀次君) 静粛に。

平田ヒデ君。

「平田ヒデ君登壇」

○平田ヒデ君 私は、日本社会党を代表いたしました上程になり、社会党提出の修正案に賛成し、政府原案に反対の討論をいたすものでございませぬ。(拍手)

戦後における教育改革は、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を主眼目として、六・三制度、教育委員会制度等の実施を通じて着々と行われて参りました。一方、教育内容の方面におきましても、教育者の再教育、新しいカリキュラムの編成、検定教科書制度の実施等によつて、戦前に比し面目を一新した点が非常に多いのであります。戦後、新検定教科書が作られ始めてから八年目になります。この間に内容や体裁が改善されては年とともに内容や体裁が改善されておる、国定時代に比べ、はるかに広範の人々が編集、検定に携わり、国民の手になる教科書という意味からすれば、非常な進歩であるといわなければなりません。さらに、また、自由競争場裏に置かれるので、学問の進歩や社会情勢の推移に依り、教育実践の成果に照らして改訂が行われ、国家的思想統制の具となる危険が少く、しかも、教科書は唯一の教材でなく、参考書、性格と考えられ、創意工夫による自由な指導計画を遂行しやすい点等の長所をあげることができるのであります。

申し上げるまでもなく、教科書は、教師と児童生徒が日常の伴侶として、教育推進の大きな支柱となるものでございまして、どんな教科書、どんな制度が最も教育的であるかといふことを常に念頭に置き、教育外的な問題が前面に押し出され過ぎて、それによつて

決定されるようなことが絶対あつてはならないのであります。(拍手) 今度の法案の提案理由の説明として、清瀬文部大臣は、現在の検定制度は充足がきわめて早急の間に行われたので、立法措置も不十分であり、制度的にも不備を免れなかつたので、教科書が学校教育上占める重要な地位にかんがみ、この法案を作成いたしました、とお述べになつておられます。その御意思のほどは、なるほどそうかもしれませぬ。けれども、この法案が実施された結果において、私は危惧の念を抱かざるを得ないのであります。(拍手) すなわち、本法案は、さきに審議過程にありました教育委員会法案に見られましたように、文部大臣の権限が非常に拡大強化されておるといふ点であります。国の干渉が教育行政の面に大きく打ち出されること、日本の教育をよくするのだという考え方は、これは根本的に誤りであるといわなければなりません。(拍手)

かつての国定教科書の果たした役割について申し上げてみますと、明治三十六年の国定教科書制度移行への理由は、金港堂事件によつて大々的に暴露された採決をめぐる教科書業界の醜状でありましたが、理由は決してこれだけであつたことは、当時の文献に明らかでなかつたこと、すなわち、明治三十年、貴族院は、小学校読本及び修身用教科書は、国民教育の盛衰

に開し、ひいては国家の隆替に及ぶがゆえに、国民教育の實を上げ、国運振興の基礎を擴張することを希望して、国定の建議を行い、次いで明治三十三年、衆議院も修身教科書を国で編集すべきであると建議しております。これが当時の軍国主義的国粹主義の立場から国民思想の統一をねらった策であることは明らかであり、たまたま起きた教科書疑獄が国定実現の格好の口実となつたにすぎないことは、周知の事実でございます。(拍手)このようにしてできた国定制度は、日露戦争、第一次世界大戦による皇威勢揚の要請とともに、その思想統一のための内容はいよいよ統制強化され、神聖にして侵すべからざる天皇とともに、万邦無比の國體を作り上げ、さらに忠良なる臣民を作り上げるに完全な威力を發揮したのであります。すなわち、国定教科書は、その画一性をマス・コミニケーションの最善の道具として、軍国主義者たちに奉仕せしめたのであります。支配階級こそ最もよく教科書は最大のマス・コミであるということを知つていた点、私は真剣に考えてみる必要があると思つております。

御承知の通り、現在の教科書検定制は昭和二十三年より採用されたものであります。当時の文部省が国定制度を温存しようとしておつたことは、忘れてはならないことでもあります。現在の検定教科書制度は、当時日本のなし得なかつたことをなしたという点、高く評価されなければならないと思つております。占領中のものだからという言いわけはいけなないと私は思つております。こうして、検定制が、徐々にではありますが、その歩みを始めて幾らにもならないとき、昭和二十七年秋に標準教科書を作ろうとする動きが出て参りました。当時、当局の言うところによりますれば、教科書の種類があまりに雑多なので、文部省で模範的標準になる教科書を作ろうとしたものであります。そして、昭和二十八年には、教科書編集費として百四十万円の予算が計上されております。そのときも、現在いわれるように、民編国管という表現が使われたことに留意しなければなりません。すなわち、過去の国定というものは文部省で編集したが、今度はいくつか民間の識者を集めて民主的に編集させ、そのできた原稿の著作権を国に帰属させるといふのが、民編国管の実態であつたわけでありつて、つまり、民間識者に編集させるといふことも、当然の予算で編集され、しかも、文部省の息のかかった、文部省の言いなりになる御用学者が教科書の執筆者として選ばれ、それと文部省とが相談しながら作るものである以上、それはすでに民編の域を脱して国定であり、思想統制の方向が出てくるのは当然のことでもあります。(拍手)このときも、文部省は、国定といふのは過去のものであ

り、思想の統制などということはありません、思想の統制などということはありません、得ないと否定しておりましたが、それが明らかで欺瞞であることは、だれしも認めるところでございましょう。(拍手)すなわち、文部省の予算で編集するが、文部省自身で作つたものでないから国定ではないといふのが、政府の言ひ分でありました。しかし、この動きは、次年度には世論の反響もあつて中止され、その予算の一部が教材研究に回されたといわれております。近年になり、自制を知らない商業主義のために、教科書が高い、転校したら教科書が手に入らぬ、教科書がよく変る、あるいは、不当な売り込み競争も黙視できないところまで来ていたといふ声も聞えて参るようになりましたが、しかし、これらの素朴な父兄の声は、検定制そのものに對してではなく、でき上つた検定教科書並びにその運営面に向けられていたといふことを父兄たち自身が気づかず、また、これをいいことにして、国定論者たちは直ちに検定制そのものに罪があるかのごとくふれ回つていたのであります。私はその点を指摘しないわけには参りません。(拍手)昨年の二月二十三日の東京新聞に、当時の民主党の公約十を上げた中の八番目に、文教の刷新、施設の整備、国定教科書の統一をあげていて、これを見ても、容易にわかることであるとあります。(拍手)また、かつて、吉田内閣

時代、池田特使がニューヨークで行った、いわゆる池田・ロバートソン会議の中で、日本政府は、日本の再軍備熱を高めるために教育広報活動を行うことを第一の義務とする約束した事実は、当時朝日新聞ですつぱ抜かれて、ずいぶん世論の攻撃的になつたのであります。(拍手)対米従属をモットーとする現内閣になりました。右の密約が死んでしまつたなどとは、だれしも考えないと思つております。そらだといひますならば、時期が熟しさえすれば、公然と教科書国定化に乗り出すことは当然といひなければなりません。初めにちよつと触れましたが、検定制の意義について申し上げてみますと、まず第一に、教育内容にこれまで加えられてきた画一性を打破したことでありつて、国が教科書の編集に関する限り、こつとした画一性が中央集権的思想統制の具に供せられやすいのは道理であります。そして、その苦い経験を、私たちはついにこの間までの戦争中の極端な超國家的、軍国主義的な教育に見出すことができるのであります。自由で民主的な社会の建設を私たちが望み限り、これを教育の面について申しますならば、その国家統一は絶対に避けなければならないといふことなのであります。(拍手)第二に、それは教科書の選定並びに編集に當つて教師に自主性が付与されたことでありま

す。それまで、教科書は、その一字一句は金科玉条として、それを批判する自由も拒否する自由も教師には与えられておりませんでした。教科書は教師の外にあつて、自分たちのものではなかつたのであります。それでは、自由にして創造的な人間形成が行われるはずはありません。教科書を自分たちのものとして、自分たちの中で育てていく、これが民主主義社会における教科書の真のあり方といひべきであります。(拍手)本法案に對して社会党が反對している理由は、単に一制度の改訂に關することではなく、ほんとうにわが國の將來の輝きにゆゆしい影響を及ぼす一大事であると信ずるからであります。少くとも、わが國の民主化が一そり期待される限りにおいて、教育が次代のわが國をになり大切な子供たちの幸福と民主的な人間形成に重大なる寄与を果す限りにおいて、このように断言することができると思つております。しかるに、今日ほど、教育の問題が、子供の幸福に對する愛情と長期の見通しを欠いたまま論じられたことはないのではありません。そして、今日ほど、それが一党一派の党利党略によつて攪亂されたこともありません。もとより、教育はその時代の社会や政治と孤立しては存在いたしません。しかし、そのことは、教育の政治への従属を意味しないばかりか、むしろ、民主的な社会へ発

展する重要な原動力として、その意味は決して忘れることはできないのでございませぬ。(拍手)ただいま参議院において審議されております教育委員会法案とこの教科書法案とは、切り離して考えるわけには参りませぬ。

簡単に筋だけを申し上げます。すなわち、教育委員は任命にする。その任命された教育委員会が教科書の採択をする。中教審の答申では郡市単位となっておりますけれども、これを、本法案では、県単位までに拡大しております。あるいは、東北、関東、中国と、ブロック単位まで拡大されないとは、保証の限りではありません。検定につきましても、何と申しましても問題なのは、文部省初等中等教育局に設置されます常動調査官であります。これは、この法文には現われていませんが、窓口調査でございます。これが運営を間違えますと、教科書を通じて学問、思想の自由を侵すおそれがあるということになるのでございまして、(拍手)要は、制度よりも人と運営の問題であります。

さらに、重要な問題点としまして、新教育委員会法案の第三十三条であります。これは、教科書以外の教材はすべて教育委員会に届け出て許可を要するといふ条項であります。実際問題として、いろいろの教科書以外の教材をそのつど教育委員会に申し出て、その許可を取っておつては、實際上で

き得ませぬ。従つて、教師としては、どうしても教科書一本やりということにならざるを得ないのであります。このよ様な教科書一本やりの制度が非常な弊害を及ぼしたという例は、戦前、戦時中の教育を通じて明らかでありまして、教師はマイクrohホンになってしまつてございませぬ。(拍手)この三十三条二項の規定と申しますのは、御存じない方も多いかと思つたので、簡単に説明いたします。NHKが二十一年間にわたつて行なつてきた学校放送というものを実際において不可能にする結果になるのであります。そのときそのときの問題をとらえて生きた学習を展開させたり、視聴覚教材によつて経験を広め、豊かな情操を養ひ、興味の中に理解を深めることに努めてきた現場に、教材の利用を著しく困難ならしめるばかりでなく、日本の子供たちの視聴覚教育というものは壊滅の状態になりはしないか。このような重大な規定が盛られているのであります。中央教育審議会の教科書問題の主旨であります森戸辰男先生が、この点を指摘されておられます。

○議長(益谷秀次君) 平田君——平田君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○平田(ヒデ君) これは、ただいま文部大臣の御答弁によりまして、中教審の答弁は十分尊重していると申されたけれども……。(発言する者多

く、議場騒然、聴取不能)制度を作つたものだといふことを言われておるのであります。教科書ばかりでなく、その他の教材に対し詳細な制限を加えるといふことは最もよくないこととございまして、一々文部省が干渉する、教育委員会が干渉するといふことは、法律の建前は全く誤りでございます。さうした教育行政の中からは、生き生きとした国民の教育は生まれ参りませぬ。(時間だ、時間だ)と呼び、その他発言する者多し)もう少しですか。(拍手)——いろいろな混乱の中から民主的にして明るい日本の教育が成長しつつかあるときに、かかる法案が次々と出されましたことは全く残念なこととございまして、全国の母親たちは、子供たちの情操豊かな知性高い人としての成長を念願しております。

○議長(益谷秀次君) 平田君——平田君、申し合せの時間が過ぎました。結論を急いで下さい。

○平田(ヒデ君) 角をためて牛を殺す結果になることがないように、パンを求めるものに石を与えることのないように、この際特に慎重に反省していただきたいと思つてございませぬ。

私は、こつぱり点から、わが党の修正案に賛成し、政府原案に対し絶対反対をいたすものでございませぬ。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 先ほどの高村君の発言中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。

本日(井上良二君外百五十二名提出)の動議(井上良二君外百五十二名提出)

○議長(益谷秀次君) この際、井上良二君外百五十二名から、本日はこれにて散会すべしとの動議が提出されました。

本動議は記名投票をもつて採決いたします。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉議。

〔参事氏名を点呼〕
氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕
○議長(益谷秀次君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開議。

投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長朗読〕

投票総数 三百五十二
可とする者(白票) 百三十三
〔拍手〕
否とする者(青票) 二百十九
〔拍手〕

○議長(益谷秀次君) 右の結果、井上良二君外百五十二名提出の動議は否決されました。

井上良二君外百五十二名提出本日はこれにて散会すべしとの動議を可とする議員の氏名

- | | |
|---------|--------|
| 阿部 五郎君 | 青野 武一君 |
| 赤路 友藏君 | 赤松 勇君 |
| 西ヶ久保重光君 | 淺沼稻次郎君 |
| 飛鳥田一雄君 | 有馬 輝武君 |
| 淡谷 悠藏君 | 井岡 大治君 |
| 井手 以誠君 | 井上 良二君 |
| 井堀 繁雄君 | 伊瀬幸太郎君 |
| 伊藤卯四郎君 | 猪俣 浩三君 |
| 池田 禎治君 | 石橋 政嗣君 |
| 石村 英雄君 | 石山 權作君 |
| 稲富 稜人君 | 稲村 隆一君 |
| 今澄 勇君 | 今村 等君 |
| 受田 新吉君 | 小川 豊明君 |
| 大西 正道君 | 大矢 省三君 |
| 岡本 隆一君 | 加賀田 進君 |
| 加藤 清二君 | 春日 一幸君 |
| 片島 港君 | 片山 哲君 |
| 勝間田清一君 | 上林與市郎君 |
| 神田 大作君 | 川俣 清音君 |
| 川村 總義君 | 河上丈太郎君 |
| 河野 正君 | 木原津與志君 |
| 菊地養之輔君 | 北山 愛郎君 |
| 久保田鶴松君 | 栗原 俊夫君 |
| 小平 忠君 | 小牧 次生君 |
| 小松 幹君 | 五島 虎雄君 |
| 河野 密君 | 佐々木更三君 |
| 佐竹 新市君 | 佐竹 晴記君 |
| 佐藤觀次郎君 | 櫻井 奎夫君 |
| 志村 茂治君 | 島上善五郎君 |
| 下川儀太郎君 | 下平 正一君 |

昭和三十一年五月二十四日 衆議院會議録第五十四号 教科書法案

杉山元治郎君	鈴木茂三郎君	鈴木 義男君	田中幾三郎君	田中織之進君	田中 武夫君	田中 愁男君	田原 春次君	多賀谷眞慈君	高津 正道君	滝井 義高君	竹谷源太郎君	橋 兼次郎君	辻原 弘市君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君	中井徳次郎君	中居英太郎君	中崎 敏君	中村 高一君	中村 時雄君	中村 英男君	永井勝次郎君	成田 知巳君	西村 榮一君	西村 彰一君	西村 力弥君	野原 覺君	芳賀 貞君	長谷川 保君	原 茂君	日野 吉夫君	平岡忠次郎君	平田 ヒテ君	福田 昌子君	古屋 貞雄君	帆足 計君	穂積 七郎君	細迫 兼光君	細田 綱吉君	前田榮之助君	正木 清君	松井 政吉君	松尾トシ子君	松平 忠久君	松原喜之次君	松前 重義君	松本 七郎君	三鍋 義三君	三宅 正一君	武藤運十郎君	森 三樹二君	森島 守人君	森本 靖君	八百板 正君	八木 一男君	矢尾喜三郎君	柳田 秀一君	山口シツエ君	山口丈太郎君	山崎 始男君	山下 榮二君	山田 長司君	山花 秀雄君	山本 幸一君	横鏡 重吉君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

横路 節雄君	横山 利秋君	吉田 賢一君	和田 博雄君	渡邊 徳藏君	石野 久男君	小林 信一君	否とすも議員の氏名	阿左美廣治君	相川 勝六君	逢澤 寛君	愛知 揆一君	青木 正君	赤城 宗徳君	赤澤 正道君	秋田 大助君	荒船清十郎君	有田 喜一君	有馬 英治君	安藤 覺君	五十嵐吉蔵君	伊藤 郷一君	池田 清志君	池田正之輔君	石井光次郎君	石坂 繁君	石田 博英君	石橋 滋山君	一萬田尙登君	稲葉 修君	今井 耕君	今松 治郎君	宇都宮徳馬君	植木庚子郎君	植原悦二郎君	植村 武一君	白井 莊一君	内田 常雄君	内海 安吉君	江崎 眞澄君	遠藤 三郎君	小笠 公韶君	小川 半次君	小澤佐重喜君	大藤 唯男君	大石 武一君	大久保留次郎君	大倉 三郎君	大高 康君	大坪 保雄君	大橋 武夫君	大橋 忠一君	大平 正芳君	大村 清一君	大森 玉木君	岡崎 英城君	荻野 豊平君	加藤 精三君	加藤常太郎君	加藤謙五郎君	上林山榮吉君	神田 博君	龜山 孝一君	唐澤 俊樹君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

川崎末五郎君	川崎 秀二君	川島正次郎君	川野 芳満君	川村善八郎君	菅 太郎君	木崎 茂男君	菊池 義郎君	岸 信介君	北澤 直吉君	北村徳太郎君	吉川 久衛君	清瀬 一郎君	久野 忠治君	草野 一郎平君	楠美 省吾君	熊谷 憲一君	倉石 忠雄君	小泉 純也君	小金 義照君	小島 徹三君	小平 久雄君	小西 寅松君	小林 郁君	小林 敏夫君	河本 坂彦君	河本 敏夫君	高村 坂彦君	齋藤 憲三君	坂田 道太君	櫻内 義雄君	笹本 一雄君	笹山茂太郎君	笹熊 三郎君	椎名悦三郎君	椎名 隆君	椎名悦三郎君	椎名 隆君	重政 誠之君	島村 一郎君	首藤 新八君	正力松太郎君	白濱 仁吉君	周東 英雄君	杉浦 武雄君	助川 良平君	鈴木周次郎君	鈴木 直人君	薄田 美朝君	砂田 重政君	關谷 勝利君	園田 直君	田口長治郎君	田中伊三次君	田中 角榮君	田中 彰治君	田中 龍夫君	田中 久雄君	田中 正巳君	高岡 大輔君	高木 松吉君	高崎達之助君	高瀬 傳君	高橋 誠一君	高見 三郎君	竹内 俊吉君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

竹尾 式君	竹山祐太郎君	千葉 三郎君	中馬 辰猪君	塚原 俊郎君	辻 政信君	渡海元三郎君	徳田與吉郎君	床次 徳二君	内藤 友明君	中嶋 太郎君	中曾根康弘君	中村 梅吉君	中村三之丞君	中村庸一郎君	中山 榮一君	仲川房次郎君	永山 忠則君	長井 源君	瀧尾 弘吉君	夏堀源三郎君	南條 徳男君	二階堂 進君	丹羽 兵助君	西村 直己君	野田 卯一君	野田 武夫君	馬場 元治君	橋本登美三郎君	長谷川四郎君	島山 鶴吉君	八田 貞義君	花村 四郎君	濱地 文平君	演野 清吾君	早川 崇君	林 謙治君	林 唯義君	林 博君	原 捨思君	平塚常次郎君	平野 三郎君	廣瀬 正雄君	福井 順一君	福井 盛太郎君	福田 勉夫君	福田 篤泰君	福永 健司君	藤本 捨助君	淵上房太郎君	船田 中君	古井 喜實君	古島 義英君	保科善四郎君	坊 秀男君	星島 二郎君	堀川 恭平君	本名 武君	眞崎 勝次君	眞鍋 儀十君	前尾繁三郎君	前田房之助君	前田 正男君	町村 金五君	松岡 松平君	松澤 雄藏君
-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

○議長(益谷秀次君) 高津正道君。
 ○高津正道君登壇
 「高津正道君登壇」
 ○高津正道君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま上程されてある教科書法案の原案に反対し、社会党の修正の主張に賛成の討論をいたそうとするものであります。(拍手)
 「議長退席、副議長着席」
 その第一点は、戦後の新しい教育に對し大変更を加えようとするものがこの教科書法案であるからであります。回れ右と申しましょるか、それも逆コースで、うしろに教育を向かせようとするこの教科書法案であるがゆえに、私は反対いたすのであります。(拍手)これは、文部大臣の説明により

ますと、前の民主党において十分に練つて用意した着想に基いた案だと言われるのでありますが、前の民主党の出された、あの問題を起した、うれうべき教科書なるパンフレットの中には、実にこのような驚くべき文句が入つておるのであります。「他国の侵略とは、必ずしも武力によるものでないとするなら、教科書を通じて、疑いもなく、ソ連や中共の日本侵略ははじめられてゐるのである。日本の教職員たちは、或はそれに力をかし、或いはほり然とそこに立ちすくみ、或いはそれを知らずに、相たずさえて日本の教育の危機をつくつてゐるのである。」という言葉であります。五十余万の、全国で教育に携わつてゐる人々に対する、これ以上悪意ある侮辱がまたとあるではありませんか。(拍手) また、そのような認識というものが誤まつてゐることはもちろんであり、このパンフレットの第三十一ページ以下には、わずか八ページほどの間に「日本共産党及び日教組は」という文句が、実に十三回にわたつて書かれてあるのであります。読む人々をして、日教組はすなわち日共であると思わせるような悪意ある書き方でありませぬ。

また、この法案の提案者の清瀬文相の思想そのものが、実に偏向に満ち満ちたものでありまして、たとへば、四月の十四日に文化放送で放送されたものを、私はテープを二回回してもらつて聞いたのでありますが、それには、大東亜戦争は、初めは自衛のために起つたものであり、結末においては、それは西欧の、白人の東洋制覇をアジアのために解放しようとしたものであるといふ、そのような、あの深い、あのくせのある声がマイクに吸い込まれて、われわれに伝はるのであります。また、文教委員会において、いろいろわれわれが質問をしてみますと、日本の戦争は全部が悪いものではないんだ。太平洋戦争に対する清瀬君の見方は、すでに、今のうちに、初めは自衛のためであり、終りは解放のためである、こういうのでありますが、日清、日露の戦争をどう考へてゐるのかといへば、それは、一九二六年以前の戦争は、独立国として、どこへ宣戦布告をしようが、国家の固有の権利であつて、あの戦争が悪いとは思つてゐない、ということ、を文相は言ひのであります。私は、この人はわれわれの考へとはズレがある、センスがまるで違ふといふことを感じてゐるのであります。

また、われわれがこの教科書法案に反対するのは、民主主義に對するこれは挑戦であるからであります。日本の現在の民主主義は——私は、四百六十七のこの議席の中に、不思議なる数字を今考へておられます。戦前に議席にあつた人は実に四分の一以下であり、戦後に當選してゐる人が、私もその一人であります。実に四分の三強であります。そうして、現在の日本の民主主義なるものは、法的にいへば、憲法だとか、行政法だとか、民法、刑法、公職選挙法等々の法律によつて建築されておるものであります。それらの民主主義的な諸制度を打ち立てたものは、小さなものを無と評価するわけではありませんが、大まかに言ひならば、実に、その戦後派の人々が、この民主主義の殿堂を、社会制度を打ち立てたものである、といふことも言へようと思は思ふのであります。むしろ、戦前の人といへども、精神的なりヴァイヴァルを経て、センスは最大公約数的にわれわれと全く同じ考への人々が——わが党の場合のごときはまさにそうでありませぬが、現在の内閣の閣僚の構成を見ておると、これもまた、おもしろい数字に氣づかれるのであります。十人以上の人が、実にA級戦犯及び追放の解除者であります。(拍手) 名前は別に読みませんけれども、諸君、このような人々が集まつて協議をする場合、あるいは閣議で会議をする場合、そこにかもし出すところの雰囲気は……。(教科書法の問題だぜと呼ぶ者あり) これは教科書法の根本であり、教科書法の底を、背景をなすところのものを、われわれが考へておるのであります。

(拍手)——私は、そこに現われる、盛り上げる、発酵するところの雰囲気なるものは、それは失地回復であり、われわれ戦前派の者が、といつて、失われたるその失地を回復せんとするものであり、若き者あるいは戦後の四分の三以上の人々は、党派を越えて、こういう場合には私は考へねばならないと思ふのであります。(拍手) そうして、失地回復と、もう一つは、私は復讐観念であろうかと思ふ。何に對してであるか。この民主主義的な戦後の諸制度、国会議事堂のごとき建築をした者があるのであるが、それを追放中に白い眼で見つてにらんでおり、やつらに何ができるかと思つておつた人が十何人も、この内閣に集つてゐるのか、こもつて、そこで協議をすれば、戦後の民主主義に對する冷笑であり、反感であり、失地回復といふことであらうと思ふ。ただし、そういうことを表に出したのでは、だれもついてくる者がいないから、現内閣のスローガンは、占領政治の是正といふ、しるゝともちよつと……。(からだのことも考へてやれよと呼ぶ者あり) そういうスローガンになつておられますけれども、中身にそういう点がある点を、われわれは考へなければならぬと思ふのであります。

第三には、この原案の規定によれば、一票を一つの採択地区にもなし得るのであります。現在一郡、あるいは小さい市であれば一市、そのようなものが採択の単位になつておるのが全国七割というのが現状であつたものを、今度は、採択地区を、区域を広げて、一票一郡の場合もあり得る、静岡県、福岡県の場合は、あるいは二つでもいい、一票一郡にもしほり得るようになつてゐるのであります。この法案がすでに国会に提出されるや、たとえば九州においては、大分、佐賀、宮崎のごときは、すでに一票は一採択地区でいくんだといふことをきめておるかのような情報を私たちは得ておるのであります。このような大きい採択地区を設ける場合には、どういふ結果が現われるかといへば、その一票に、国語なら国語の一種類を、六年間のものを売る大きな商戦がそこに展開されるので、九十何社ある教科書出版会社は、それに参加し得るものは四つか五つであり、ある場合には、たった二つが残つて争うかもしれぬのであります。そういうような大きな角逐戦が行われる場合には、参加しないで、多くは落伍するものであり、これは大企業に對して教科書の出版を独占せしめるものであつて、現内閣あるいは自由民主党において常にいわれる中小企業の育成などといふことは、あれは投票集めの看板にすぎない、本心は常に大企業の味方であるといふ現実を暴露するものであらうと私は考へるのであります。(拍手) 清瀬文相大臣に、私たちが、このようにならば、これはスキャンダルなことになれば、これはスキャンダルが現われ……。(社会党じゃないか) と呼ぶ者あり) 大丈夫々々々。——そ

昭和三十一年五月二十四日、衆議院會議録第五十四号、教科書法案

りして、大会社だけが、四つか五つかの大手筋だけがそれに参加して、ほかのものは落伍して、中小企業は、その業界における中会社、小会社はだめになるのではないか、こういう質問をすれば、いいものが勝つんだと、まるで資本主義の社会に——資本の集中とか、優勝劣敗とか、弱肉強食で、いかなる業界を見ても、みんな少数の独占に帰しておる事実などは、てんで御存じないかのような認識なのであります。私は、教科書というものはよいものができればいいので、単に中小の会社を擁護するといふことだけの角度から論ずべきでないことは知っておるけれども、百數十億円という教科書の総売り上げ、それに對して、これを数社にゆだねるといふことは、ずいぶん乱暴な政策であると考へ、この意味においても、この法案には反対するものであります。

私は、日本の現在の國是は、自由と、そして平和と獨立と民主主義を守ると、このことが日本の國是でなければならぬと確信いたします。私は、この見地から、このような逆コースまる出しの教科書法案に對しては、徹底的に最後まで反対したいと考へるものであります。教育委員会法も逆コースの一つの現われであり、教科書法案も逆コースの現われであり、選挙区を、あんなにいろいろな、得手勝手な区割りを作るのも、逆コースを通すためであり、憲法を改正し、軍備をいよいよ拡大する、そのうしろには、青い目の大きな男が立つておる。われわれは、このような法律案は、アメリカがどんなにわれわれを憎もうとも、財界や保守の諸君がどう考へようとも、われわれは、新しき愛國者として、このような法案に對しては断固反対するものであります。(拍手)

大する、そのうしろには、青い目の大きな男が立つておる。われわれは、このような法律案は、アメリカがどんなにわれわれを憎もうとも、財界や保守の諸君がどう考へようとも、われわれは、新しき愛國者として、このような法案に對しては断固反対するものであります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 河野正君。

〔河野正君登壇〕

○河野正君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、政府提案の教科書法案に反對し、日本社会党江原弘市君外九名より提案せられました修正案に對して強く賛成の意を表し、その討論を行わんとするものでございます。(拍手)

政府原案の提案説明によりますと、本案は、教科書の検定、採択、発行等々の現状にかんがみ、教科書制度の整備改善をはかるというのであります。ところが、今日問題となつております憲法改正、あるいは小選挙区制、あるいはまた地方自治法の改正等々、政府の一連の動きより見て参りましたも明々白々のごとく、その意図は教育に對する國家統制の復活であることは、火を見るよりも明らかでございます。(拍手)

御承知のごとく、さきに、日本の権威ある六百数十名の学者は、次のごとき声明を行なつたのであります。すなわち、声明の趣旨は、教育は時の政治の動向によつて左右されてはならぬこ

とを前提としたしまして、教育に對する國家統制を促すところの最近の傾向というものは、やがて言論、思想の自由の原則を脅かすおそれがあるものと警告いたしておるのでございます。さらに、また、そのような重要な法律案を、適当な審議機関に慎重な諮問も行わず、あるいは世論にも耳を傾けず、にわか作りのまま国会に提出する政府の軽率なやり方をきびしく戒め、かつ、健全に育成せられつゝあつた國民教育の前途をはなだしく憂うる論旨のものであります。政府の文教政策の一般に對して、これだけの学者あそびは學識者が一致して聲明を發しましたことは、教育史上今日までその類例を見ない重大な事態であつたものと、私もはいわざるを得ないのでございませう。(拍手)従つて、その反對に耳をかさないか、あるいは、あえてこれを無視してきた政府与党の態度は、当然に反省さるべきものであると、私もは信じて疑わないのでございます。(拍手)

今日、政府、与党が考へているような教育制度の改革が實現する際におきましては、全國の子供たちに、文部大臣の名によつて、時の政府の意圖することのみが教えられる心配を持つ者は、単に私一個人のみではないと信ずるのでございます。(拍手)しかも、この中で特に注目すべき点は、教科書制度を改変して、義務教育における教科書を実質的に固定化しようとする動きのある点でございます。この点は、事実上國定の學說、官許の思想のみを國民に押しつけんとする危険性のある、きわめて重大な点でございます。もし、國民の教育というものが、このような政治的な権力によつて、國一的な統制と支配に屈したといふたしますならば、研究や發表の自由はもとより、學問と思想の進歩が重大なる脅威にさらされることも明白といわざるを得ないのであります。(拍手)

たしておられますように、教科書選主義の具体化ということでございます。もちろん、目ざすべき教科書制度の理想が、自由出版、自由採択にあるといふことは、言をまたないのでございます。現実の問題として、教科書制度の全般にわたつて選主義がとられるのはやむを得ないのでございませうが、しかし、選主義をとる反面においては、必ず自由制を残すといふことではなければならぬのでございませう。すなわち、選主義は断じて画一化であつてはならないのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

今や、政府及び与党は、右手には教育委員会法、左手には教科書法という二つの藩刀を振りかざして、日本が今日まで血をもつて戦ひ取つた、いわゆる民主的な教育制度というものを、すたすたに根底から切り倒すものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

政府、与党は、また、本原案は、現行教科書制度に對する世間の批判に對して、これを整備改善しようとするもので、學者の聲明等ははずれであるとして反論しておるのでありますが、しかし、このような反論というものは、ちよつと、はげ頭の男が、この薬はよくなりますと云つて売り歩く毛はえ薬のようなものでございまして、(拍手)賢明な國民というものは、決して信用するものではないのでございます。

今度の教科書法の特徴を、一言にして要約して申し上げますならば、それは清瀬文相が国会でもたびたび答弁い

たしておられますように、教科書選主義の具体化ということでございます。もちろん、目ざすべき教科書制度の理想が、自由出版、自由採択にあるといふことは、言をまたないのでございます。現実の問題として、教科書制度の全般にわたつて選主義がとられるのはやむを得ないのでございませうが、しかし、選主義をとる反面においては、必ず自由制を残すといふことではなければならぬのでございませう。すなわち、選主義は断じて画一化であつてはならないのであります。

今度の教科書法には、少からぬ危機と不安をはらむことを、まことにわれわれは遺憾に思ふものでございませう。たとえば、発行者に對して登録制度が設けられることになつているのでございませうが、登録拒否の条件の一つとして、発行者の事業能力及び信用状態があげられているのでございませう。ただいま高津議員から申し述べたのでございませうが、これでは、教科書出版に限られた大企業に集中して、検定制の眼目の一つであります出版の機会均等性ということが全く骨抜きになつているのでございませう。今日、国内におきましては九十六社の教科書出版会社があるといわれておるのでございませうが、本法が不幸にして通過するといひますならば、巷間伝ふるところでは、この九十六の出版会社が五社か六社に限定されてしまふであらうといわ

成田 知巳君	西村 榮一君	安藤 覺君	五十嵐吉藏君	小平久雄君	小西 寅松君	夏堀源三郎君	南條 徳男君	山手 満男君	山中 貞則君
西村 彰一君	西村 力弥君	伊藤 郷一君	池田 清志君	小林 郁君	小林 鏡君	二階堂 進君	丹羽 兵助君	山本 勝市君	山本 象吉君
野原 覺君	芳賀 貢君	池田正之輔君	石井光次郎君	河野 金昇君	河本 敏夫君	西村 直己君	根本龍太郎君	山本 正一君	山本 友一君
長谷川 保君	原 茂君	石坂 繁君	石田 博英君	高村 坂彦君	額 彌三君	野田 卯一君	野田 武夫君	横井 太郎君	横川 重次君
日野 吉夫君	平岡忠次郎君	石橋 湛山君	一萬田尙登君	佐々木秀世君	齋藤 憲三君	馬場 元治君	楠本登美三郎君	吉田 重延君	米田 吉盛君
平田 ヒデ君	福田 昌子君	稻葉 修君	犬養 健君	坂田 道太君	櫻内 義雄君	長谷川四郎君	島山 翰吉君	吉田 重延君	米田 吉盛君
古屋 貞雄君	帆尼 計君	今井 耕君	今松 治郎君	笹本 一雄君	笹山茂太郎君	八田 貞義君	花村 四郎君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
穂積 七郎君	細迫 兼光君	宇都宮徳馬君	植木庚子郎君	椎熊 三郎君	椎名悦三郎君	濱地 文平君	濱野 清吾君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
細田 綱吉君	前田榮之助君	植原悦二郎君	植村 武一君	椎名 隆君	重政 誠之君	早川 崇君	林 讓治君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
正木 清君	松井 政吉君	白井 莊一君	内田 常雄君	島村 一郎君	首藤 新八君	林 唯義君	林 博君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
松尾トシ子君	松平 忠久君	内海 安吉君	江崎 眞澄君	正力松太郎君	白濱 仁吉君	原 捨思君	平塚常次郎君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
松原喜之次君	松前 重義君	遠藤 三郎君	小笠 公韶君	周東 英雄君	杉浦 武雄君	平野 三郎君	廣瀬 正雄君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
松本 七郎君	三鍋 義三君	小川 半次君	小澤佐重喜君	助川 良平君	鈴木周次郎君	福井 順一君	福井 盛太郎君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
三宅 正一君	武藤運十郎君	大森 唯男君	大石 武一君	鈴木 直人君	薄田 美朝君	福田 越夫君	福田 篤彦君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
森 三樹二君	森島 守人君	大久保留次郎君	大倉 三郎君	砂田 重政君	關谷 勝利君	福永 健司君	藤本 捨助君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
森本 靖君	八百板 正君	大橋 武夫君	大坪 保雄君	園田 直君	田口長治郎君	福上房太郎君	船田 中君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
八木 一男君	矢尾喜三郎君	大平 正芳君	大村 清一君	田中伊三次君	田中 角榮君	古井 喜實君	古島 義英君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
柳田 秀一君	山口シヅ子君	大森 玉木君	岡崎 英城君	田中 彰治君	田中 龍夫君	保科善四郎君	坊 秀男君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
山口丈太郎君	山崎 始男君	大野 豊平君	加藤 精三君	田中 久雄君	田中 正巳君	星島 二郎君	堀川 恭平君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
山下 榮二君	山田 長司君	上林山榮吉君	神田 博君	田村 元君	高岡 大輔君	本名 武君	眞崎 勝次君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
山花 秀雄君	山本 幸一君	加藤常太郎君	加藤 鐵五郎君	高木 松吉君	高橋 達之助君	眞鍋 儀十君	前尾繁三郎君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
横銭 重吉君	横路 節雄君	亀山 孝一君	唐澤 俊樹君	高見 三郎君	竹内 俊吉君	町村 金五君	松岡 松平君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
横山 利秋君	吉田 賢一君	川崎末五郎君	川崎 秀二君	竹尾 三郎君	竹山祐太郎君	松澤 雄藏君	松田竹千代君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
和田 博雄君	渡邊 惣藏君	川島正次郎君	川野 芳満君	千葉 三郎君	中馬 辰猪君	松永 東君	松野 頼三君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
石野 久男君	小林 信一君	川村善八郎君	菅 太郎君	塚原 俊郎君	辻 政信君	松村 謙三君	松本 俊一君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
志賀 義雄君	相川 勝六君	木崎 茂男君	菊池 義郎君	渡海元三郎君	徳田與吉郎君	松本 瀧藏君	松山 義雄君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
阿左美廣治君	愛知 揆一君	岸 信介君	北澤 直吉君	床次 徳二君	内藤 友明君	三田村武夫君	水田三喜男君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
逢澤 寛君	赤城 宗徳君	北村徳太郎君	吉川 久衛君	中嶋 太郎君	中曾根康弘君	宮澤 胤男君	村上 勇君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
青木 正君	秋田 大助君	清瀬 一郎君	草野 一平君	中村 梅吉君	中村三之丞君	村松 久義君	粟山 博君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
赤澤 正道君	荒船清十郎君	楠美 省吾君	熊谷 憲一君	中村 庸一郎君	中山 榮一君	森 清君	森下 國雄君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
足立 篤郎君	有馬 英治君	倉石 忠雄君	小泉 純也君	仲川房次郎君	永山 忠則君	森山 欽司君	山口喜久一郎君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君
有田 喜一君		小金 義照君	小島 徹三君	長井 源君	灘尾 弘吉君	山崎 巖君	山下 春江君	早輪田柳右衛門君	渡邊 良夫君

○議長(益谷秀次君) 次、本案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) この際暫時休憩いたします。

午後三時三十二分休憩

午後五時五分開議

○議長(益谷秀次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二 家畜取引法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第二、家畜取引法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。

家畜取引法案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 益谷秀次殿

家畜取引法案

家畜取引法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 家畜市場についての登録(第三条―第十一條)

第三章 家畜市場についての規制(第十二條―第十八條)

第四章 産地家畜市場の再編整備(第十九條―第二十六條)

第五章 雑則(第二十七條―第三十二條)

第六章 罰則(第三十三條―第三十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、家畜市場等における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少限度の規制並びに産地家畜市場の再編整備を促進するために必要な措置を定めることによつて、家畜の流通の円滑を図り、もつて

畜産の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「家畜」とは、牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。

2 この法律において「家畜取引」とは、家畜の売買又は交換をいう。

3 この法律において「家畜市場」とは、家畜取引のために開設される市場であつて、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場されるものをいう。

4 この法律において「産地家畜市場」とは、家畜が生産される地域内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行つた家畜取引のために開設されるものをいう。

第二章 家畜市場についての登録

(登録)

第三条 家畜市場は、その所在地を管轄する都道府県知事が行つた登録を受けた者でなければ開設し、又は運営してはならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、農林省令で定める手続により、業務規程を定め、これを登録申請書に添え、その家畜市場の

所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 家畜市場の位置
- 二 取り扱う家畜の種類
- 三 開場の期日及び時間
- 四 家畜取引の開始前及び終了後に公表する事項並びに公表の方法
- 五 家畜取引の方法
- 六 徴収する料金の種類及び金額並びに徴収の方法
- 七 予納金に関する事項
- 八 代金及び交換差金の決済の方法
- 九 家畜の受渡の方法
- 十 仲立業者に関する事項
- 十一 違約の場合の処置
- 十二 その他農林省令で定める事項

項

(登録の基準)

第五条 都道府県知事は、第三条の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。

- 一 第十八条の規定により登録が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの
- 二 家畜商法(昭和二十四年法律

第二百八号)第七条第二項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの

三 この法律、家畜商法又は家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

四 法人で、当該業務を執行する役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

五 家畜市場を開設し、及び運営するのに必要な資力信用を有しない者

(登録簿) 第六条 第三条の登録は、家畜市場登録簿に次の各号に掲げる事項を記載して行つたものとする。

- 一 登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
- 二 登録を受ける者が法人である場合にあつては、その代表者及び当該業務を執行する役員の名
- 三 家畜市場の名称
- 四 登録年月日
- 五 業務規程

(登録証の交付等)

第七条 都道府県知事は、第三条の登録をしたときは、遅滞なく、当該登録を受けた者に対し、登録番号及び前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

2 都道府県知事は、第五条の規定により登録をしない旨を決定したときは、遅滞なく、その申請者に対し、登録をしない理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。

(登録証の備付)

第八条 第三条の登録を受けた者(以下「開設者」という。)は、家畜市場を開場する場合には、登録証を当該家畜市場内に備え付けて置かなければならない。

(届出等)

第九条 開設者は、第六条各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事に、変更があつた事項及び変更の年月日を届け出るとともに、変更のあつた事項が登録証に記載事項に該当する場合にあつては、その書換交付を申請しなければならない。

2 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続によ

り、当該都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならぬ。

第十條 開設者は、家畜市場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 開設者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならぬ。

(登録の失効)

第十一條 次の各号の一に該当するときは、第三條の登録は、その効力を失ふ。

一 前條の規定による届出があつたとき。

二 家畜市場の位置を他の都道府県の区域内に移転したとき。

第三章 家畜市場についての規制

(公表事項)

第十二條 開設者は、家畜市場において家畜取引の目的物とする家畜につき、その家畜取引が開始されるまでに、年齢、性別その他農林省令で定める事項を公表しなければならぬ。

2 開設者は、家畜市場の開場日における毎日の家畜取引の頭数及び価格を、農林省令で定めるところ

により、その翌日までに公表しなければならぬ。

(獣医師による検査)

第十三條 開設者は、家畜市場の開場日には、当該家畜市場に獣医師を配置し、家畜取引の当事者の要求があるときは、いつでもその獣医師に家畜が疾病にかかつていないかどうかの検査を行わせなければならない。

(施設の基準)

第十四條 一年間に農林省令で定める日数以上開場する家畜市場においては、開設者は、農林省令で定める基準に適合する構造の施設を設けなければならない。

(家畜の売買の方法)

第十五條 家畜市場において行ふ家畜の売買については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、特殊な資質を有する家畜の売買を行う場合その他せり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認められる場合であつて、開設者が農林省令で定める手続により都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定められた場合においては、この限りでない。

(代金等の決済)

第十六條 家畜市場において行ふ家畜取引に係る売買代金又は交換差

金の決済は、当該家畜市場の業務規程で定めるところにより、開設者を経てしなければならない。

2 前項の決済に関する事務は、開設者自ら行わなければならない。

(不正行為の禁止)

第十七條 家畜市場において家畜の買入を行おうとする者は、家畜市場における家畜のせり売又は入札につき、公正な価格が成立することを阻害する目的で、又は不正の利益を得る目的で、談合してはならない。

(登録の取消等)

第十八條 都道府県知事は、開設者が第五條第二号から第五号までの一に該当するに至つたときは、第三條の登録を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、開設者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めて当該家畜市場の開場の停止を命じ、又は第三條の登録を取り消すことができる。

- 一 この法律、この法律に基く命令又は業務規程に違反したとき。
二 特別の理由がなく第三條の登録を受けてから一年以内に当該家畜市場を開場しないとき。

第四章 産地家畜市場の再編整備

(市場再編整備地域の指定)

第十九條 都道府県知事は、家畜が

生産される地域であつて、その区域内に開設されている産地家畜市場の数がその区域内における家畜の生産状況及び取引状況からみて適当であり、その区域における畜産の振興を図るためにはこれらの産地家畜市場の再編整備を行うことが必要であると認められる一定の区域を、当該産地家畜市場の開設者からの申請に基づいて、市場再編整備地域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その区域が次に掲げる要件を備え、かつ、次条第一項の市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業経営の安定の目的に照らして必要かつ適当で、その再編整備の目標を達成する見込が確実であると認められる場合でなければならない。

- 一 その区域内には、地方公共団体、農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者が開設者となつてゐる産地家畜市場が開設されていないこと。
二 その区域内に開設されている産地家畜市場の最近一年間における一市場当りの家畜取引の頭数が政令で定める最低基準に達せず、この事態を放置するとすれば当該産地家畜市場の家畜取

引における適正な価格の形成が阻害され、その結果その区域内において家畜を生産する農業者に著しい損失をもたらすおそれがあること。

(市場再編整備計画)

第二十條 産地家畜市場の開設者は、前条第一項の申請をするには、農林省令で定める手続により、同項の規定による指定を受けようとする区域内に開設されている他のすべての産地家畜市場の開設者と協議の上、その同意を得て、当該区域に係る市場再編整備計画を定め、これを申請書に添えて都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の市場再編整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 再編整備の目標
二 再編整備により存続し、又は新設する産地家畜市場の名称及び位置並びに存続の場合にあつては開設者、新設の場合にあつてはその産地家畜市場に係る第三條の登録を受けるべき者の氏名又は名称及び住所
三 再編整備により廃止する産地家畜市場の名称及び位置、開設者の氏名又は名称及び住所並びに廃止の時期

四 再編整備の目標を達成するの
に要する期間

五 再編整備により存続し、又は
新設する産地家畜市場の事業目
論見

六 再編整備により存続し、又は
新設する産地家畜市場の業務規
程案その他業務運営の方法

七 その他農林省令で定める事項
3 前項第四号の期間は、当該再編
整備の目標を達成するために必要
な最短の期間としなければならない

4 産地家畜市場の開設者は、他の
産地家畜市場の開設者との間に第
一項の規定による協議がととのわ
ないときは、農林省令で定める手
続により、都道府県知事に対し、
助言、あつせんその他必要な援助
を求めることができる。

(指定の手続)

第二十一条 都道府県知事は、前条
第一項の規定による申請書の提出
があつた場合において、第十九条
第一項の規定による指定をしよう
とするときは、農林省令で定める
手続により、指定をしようとする
区域及び市場再編整備計画につ
き、関係地方公共団体及び家畜の
生産者又は家畜商の組織する法人
で当該再編整備に利害関係を有す
るものの意見を聞いた上、農林大

臣に申請してその承認を受けなけ
ればならない。

(市場再編整備計画の変更)

第二十二條 市場再編整備計画に基
いて再編整備を行う産地家畜市場
の開設者は、その市場再編整備計
画を変更しようとするときは、第
二十条第一項及び第四項の例によ
り都道府県知事に申請してその承
認を受けなければならない。

2 前項の承認は、変更後の市場再
編整備計画がその区域内における
畜産の振興と農業経営の安定の目
的に照らして必要かつ適当であ
り、かつ、その再編整備の目標を
達成する見込が確実であると認め
られる場合でなければ、してはな
らない。

3 前条の規定は、第一項の承認を
しようとする場合に準用する。

(指定の解除)

第二十三條 都道府県知事は、次の
各号の一に該当する場合には、市
場再編整備地域の指定を解除しな
ければならない。

- 一 市場再編整備計画に基いて再
編整備を行う産地家畜市場の開
設者のすべてから当該市場再編
整備地域の指定の解除の申請が
あつたとき。
- 二 市場再編整備地域に係る市場
再編整備計画に定められた再編
整備の目標が達成されたとき。

三 市場再編整備地域に係る市場
再編整備計画に定められた再編
整備の目標を達成することがで
きないと認められるとき。

(指定等の告示)

第二十四條 第十九条第一項の規定
による指定及び前条の規定による
指定の解除は、告示をもつてしな
ければならない。

2 都道府県知事は、第十九条第一
項の規定による指定に係る前項の
告示をする際、あわせて当該市場
再編整備地域に係る市場再編整備
計画に定められた第二十条第二項
第一号から第四号までの事項を告
示しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定に
より告示した事項につき、第二十
二条第一項の規定による変更の承
認をしたときは、遅滞なく、当該
変更に係る事項を告示しなければ
ならない。

(開設等の制限)

第二十五條 都道府県知事は、前条
第一項の規定により第十九条第一
項の指定に係る告示をした場合に
おいて、前条第二項の規定により
あわせて告示した市場再編整備計
画に定められた第二十条第二項第
四号の期間(その期間につき前条
第三項の規定により変更の告示を
したときはその変更後の期間)内
に、当該市場再編整備地域の区域

内において産地家畜市場を開設し
ようとする者から第三条の登録の
申請があつたときは、当該市場再
編整備計画に基いて開設される場
合及び当該申請に係る産地家畜市
場が開設されるとしても当該市場
再編整備計画に定める再編整備の
目標を達成するために支障がない
と認められる場合を除き、その登
録を拒否しなければならない。

第二十六條 産地家畜市場の開設者
は、市場再編整備地域の区域内に
その産地家畜市場の位置を移転し
ようとするときは、農林省令で定
める手続により都道府県知事に申
請してその許可を受けなければな
らない。

2 前項の許可は、申請に係る産地
家畜市場の位置が当該市場再編整
備地域の区域内に移転してその運
営が行われるとしても当該市場再
編整備計画に定める再編整備の目
標を達成するために支障がないと
認められる場合でなければ、して
はならない。

第五章 雑則

(臨時市場)

第二十七條 家畜取引のために臨時
に市場を開こうとする者は、開場
の日の三週間前までに、農林省令
で定める手続により、次に掲げる
事項を当該市場の所在地を管轄す

る都道府県知事に届け出なければ
ならない。

- 一 市場を開こうとする者の氏名
又は名称及び住所
- 二 市場の位置
- 三 取り扱う家畜の種類
- 四 開場の期日及び時間
- 五 家畜取引の方法
- 六 その他農林省令で定める事項

2 第十二条の規定は、前項の規定
による届出をした者について準用
する。この場合において、同条中
「家畜市場」とあるのは、「第二十
七条第一項の規定による届出に係
る市場」と読み替えるものとす
る。

(売買等に係る書類の交付)

第二十八條 家畜取引を業とする者
は、売買若しくは交換の契約(家
畜市場及び前条第一項の規定によ
る届出に係る市場における家畜取
引に係るものを除く)に基いて牛
若しくは馬を引き渡す場合又は委
託契約に基いて買入れ、若しくは
交換した牛若しくは馬をその委託
者に引き渡す場合には、その家畜に
つき、年齢、性別、価格その他農
林省令で定める事項を記載した書
類を作成し、これを、その家畜の
引渡の際、その契約の相手方に交
付しなければならない。ただし、そ
の契約の相手方が家畜取引を業と

する者である場合は、この限りでない。

(報告及び検査)

第二十九条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者又は第二十七条第一項の規定による届出をした者に対し、その業務又は家畜取引の状況に関し報告をさせることができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、開設者の事務所、家畜市場又は第二十七条第一項の規定による届出に係る市場に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を持参し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十条 この法律の規定による都道府県知事の処分に対し不服がある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した文書をもつて、都道府県知事に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から

六十日を経過したときは、この限りでない。

第三十一条 都道府県知事は、前条の異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十二条 都道府県知事は、前条第一項の聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条又は第十七条の規定に違反した者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条の登録を受けた者
- 三 第十八条第二項の規定による開場の停止命令に違反した者

四 第二十六条第一項の規定に違反して産地家畜市場の位置を移転した者

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条(第二十七条第二項において準用する場合を含む)、第十三条又は第十四条の規定に違反した者
- 二 第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項又は第十六条第一項の規定に違反した者
- 二 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十六条 第八条又は第二十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に開設されている家畜市場についてはその運営を行つてゐる者は、この法律の施行後九十日間は、第三条の登録を受けず、引き続き当該家畜市場の運営を行うことができる。その者が次項の規定に基づき第四条第一項の規定により第三条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項に規定する者は、この法律の施行の際現に開設されている家畜市場を引き続き運営しようとするときは、この法律の施行後九十日以内に第四条第一項の規定により第三条の登録の申請をしなければならない。

4 第二項に規定する家畜市場については、同項の規定により第三条の登録を受けず、引き続き運営が行われる間は、第十五条の規定は、適用しない。

5 家畜商法の一部を次のように改正する。
第四条第二号中「又は家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百

六十六号)を、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)又は家畜取引法(昭和三十一年法律第 号)に改める。

衆議院法務部中同院修正に依る案文を掲げ、小字及び一は修正

(登録の基準)

第五条 都道府県知事は、第三条の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。

- 一 第十八条の規定により登録が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの
- 二 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第七条第二項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの

三 Oこの法律、家畜商法又は家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又その刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

四 法人で、当該業務を執行する役員のうち前三号の一に該当する者があるもの。

五 家畜市場を開設し、及び運営するに必要な資力信用を有しない者。

第十條 開設者は、家畜市場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 開設者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人

第十八條 都道府県知事は、開設者が第五條第二号から第五号までの一に該当するに至つたときは、第三條の登録を取り消さなければならぬ。

2 都道府県知事は、開設者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めて当該家畜市場の開場の停止を命じ、又は第三條の登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令又は業務規程に違反したとき。

二 特別の理由がなく第三條の登録を受けてから一年以上以内に当該家畜市場を開場しないとき。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に開設されている家畜市場についてその運営を行つてゐる者は、この法律の施行後九十日間は、第三條の登録を受けずに、引き続き当該家畜市場の運営を行うことができる。

3 前項に規定する者は、この法律の施行の際現に開設されている家畜市場を引き続き運営しようとするときは、この法律の施行後九十日以内に第四條第一項の規定により第三條の登録の申請をしな

4 第二項に規定する家畜市場については、同項の規定により第三條の登録を受けずに運営が行われる間は、第十五條の規定は、適用しない。

5 家畜商法の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「○又は家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)」を「○、家畜伝染病

せられ、又はこの法律予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)又は家畜取引法(昭和三十一年法律第...号)に改め

6 この法律の施行の際現に家畜商法第三條の免許を受けている者であつて、この法律の施行により、前項の規定による改正後の同法第四條第二号の規定に該当するに至つたものについては、同法第七條第一項の規定にかかわらず、その該当するに至つたことを理由とする当該免許の取消は行わないものとする。

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 ただいま議題となりました、内閣提出、参議院送付、家畜取引法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

戦後、家畜の飼養頭数は、馬を除き著しく増大し、畜産は農家経営の一環として進展して参りましたが、その流通形態は著しく後進的であり、昭和二十三年に家畜市場法が廃止されて以來、わずかに各道府県の地方条例によつて律せられてゐるありさまであります。家畜は、元來、全国的に広く流動するものであり、地域的な条例のみで規制し得ないことは明らかであります。現在、弱小な家畜市場が乱立し、その取引においても、いわゆるそでの下取引あるいは庭先取引等が行われ、家畜の生産者である農業者は、こ

のような不当な取引慣行のもとに売買を余儀なくされ、わが国畜産業の進歩を阻害する原因となつており、家畜の流通対策の確立が久しく要望されて参つたのであります。政府は、この事態に即応し、このたび本案を提出されたのであります。

次に、本法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、家畜市場の開設は都道府県知事の登録制とし、これに伴い登録の基準等の必要な規定を設けること、第二に、家畜市場における取引の公正かつ安全をはかるため、取引の開始前及び終了後に法定事項を公表させること、市場の開催日に獣医師を置くこと、取引の方法は、原則としてせり売りまたは入札とすること、代金の決済は市場開設者を経由せしめること等、市場についての規制事項を設けること、第三に、家畜の生産地で子牛、子馬等の取引される産地家畜市場は、乱立の傾向に陥り、弱小化してゐるので、都道府県知事が必要であると認め

る地区について、利害関係人の意見等により協議がととのつたときには、都道府県知事が再編整備地域として指定し、この地域においては、一定期間、類似市場の開設を制限し、産地家畜市場の育成をはからうとすること、第四に、臨時市場の開設については、都道府県知事への届出制とするほか、市場外

における家畜取引については、家畜取引業者は法令事項を記載した書類を相手方の農業者等に交付させること等を義務づけようとするものであります。

なお、参議院において、家畜商の欠格条項について修正がなされております。

本法案は、三月十四日に付託になり、四月三日、政府より、提案理由及び参議院における修正部分について、あわせて説明を聴取し、五月二十二日の委員会において質疑を行つたのであります。その詳細については会議録に譲ることといたします。

同日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決を行つたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、神田委員より、自民、社会両党の共同提案による、家畜取引に内在する因襲を打破し、その改善をはかるための四項目にわたる附帯決議案が提出されましたが、これも全会一致をもつて可決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十一年五月二十四日 衆議院會議録第五十四号 議長の報告

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 龍藏君

法制局長官 林 修三君

文部省初等中等教育局長 緒方 信一君

農林政務次官 大石 武一君

朗読を省略した報告

一、昨二十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

工業用水法

運輸省設置法の一部を改正する法律

一、昨二十三日内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十年年度第二・四半期における国庫の状況

一、昨二十三日外務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高岡 大輔君(理事高岡大輔君去る二十二日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 田村 元君

外務委員 大西 正道君 野依 秀市君

大蔵委員 竹谷源太郎君

文教委員 秋田 大助君 高岡 大輔君

松浦周太郎君 小松 幹君

前田榮之助君

社会労働委員 大橋 武夫君 岡 良一君

前田榮之助君

通信委員 塚原 俊郎君

建設委員 荒船清十郎君 南條 徳男君

島上善五郎君 堂森 芳夫君

山下 榮二君

決算委員 辻 政信君

一、昨二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 辻 政信君

外務委員 岡 良一君 高岡 大輔君

文教委員 横井 太郎君 野依 秀市君

塚原 俊郎君 島上善五郎君

山本 幸一君

社会労働委員 南條 徳男君 大西 正道君

堂森 芳夫君

通信委員 松浦周太郎君

建設委員 久野 忠治君 大橋 武夫君

小松 幹君 前田榮之助君

竹谷源太郎君

決算委員 田村 元君

一、昨二十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員 芳賀 貢君

一、昨二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員 三宅 正一君

一、昨二十三日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

工業用水法案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

九州電波監理局油津出張所廃止に関する質問主意書(伊東岩男君提出)

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円

発行所 東京都新宿区西谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二番 報課